

61.3

1986.3.25

# 建産連ニュース

第28号

社団  
法人 埼玉県建設産業団体連合会

◆昭和61年度県当初予算の概要	1
◆21世紀への建設産業ビジョン	4
◆「建築活動連絡協議会」第1回のまとめ	10
◆事業報告	
先端技術産業の将来と建設産業（講演会）	15
昭和61年新年賀詞交換会を開催	17
建設業経営講習会「中小建設業のTQC各論」	18
陳情（建設省）	19
理事会・委員会報告	20
◆告知版 建設業許可業者数	21
昨年の公害事犯（県警本部）	22
◆建産連だより	
会員だより	24
連合会日誌	31
埼玉建産連会館センターの利用を	32

## 建産連の理念

国民生活にとって、住宅をはじめ環境施設や都市施設の整備充実が強く要請されている現在、公共投資の増大とこれに伴う事業の円滑かつ効率的な執行等が必要とされているところであり、これを達成する上で、建設産業の果すべき役割は、極めて重大といわなければならない。

しかしながら、県内における建設産業は、中小零細企業が圧倒的に多く、各業種間の有機的連絡協調体制が十分でなく、建設産業全体としてまとまりを欠き、社会的発言力は必ずしも強力であるとは言い難く、その社会的評価も高くないのが現状である。

このような現状を開拓して、建設産業の健全な発達を促進するためには、各業種間の有機的な連絡協調体制を確立し、各業種間の総合調整、情報の収集提供、県民の理解を得るための広報活動等を行うとともに建設産業に従事する者の福祉を増進するための対策を講じ、本県建設産業の総合的な改善発達を図り、もって公共の福祉の増進に寄与する。

## 建産連のスローガン

一、建設産業の果すべき社会的使命の重大性  
を自覚し、県民福祉の増進に寄与する。

一、建設産業全体が連帶協調し、建設産業の  
社会的地位の向上に努める。

一、建設産業の企業体质の合理化を図り、そ  
の強化改善に努める。

一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全  
を図るとともに、建設産業従事者の福祉  
向上に努める。

# 昭和61年度県当初予算の概要

## 主な施策並びに関係事業

### 予算規模

一般会計	9,120億500万円	(対前年度伸び率 1.8%)
[流域下水道建設事業を一般会計で実施した場合]	9,411億5,959万7千円	(対前年度伸び率 5.0%)
特別会計	1,675億9,396万6千円	(対前年度伸び率 22.7%)
[流域下水道建設事業を一般会計で実施した場合]	1,324億9,668万5千円	(対前年度伸び率 △ 3.0%)
企業会計	1,009億3,477万7千円	(対前年度伸び率 △ 0.7%)

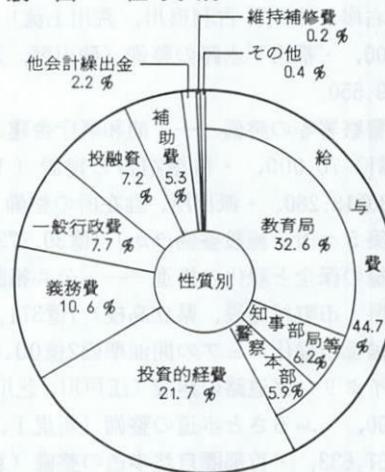
昭和61年度県の当初予算総額は1兆1,805億7,874万3千円で、1兆円の大台に乗った。そのうち一般会計予算は9,120億500万円、対前年度伸び率は1.8%（但し、流域下水道建設事業が一般会計で実施の場合、当該予算が加わり、伸び率は5%となる）、また、公営企業会計予算は1,009億3,477万7千円で同じく伸び率は0.7%減である。昭和55年度抑制型予算が続く中で最低の伸び率である。県は、厳しい財政環境が続く中で、先に策定した新長期構想に掲げた、①郷土の安全を高め、快適で住みよい環境づくりを進める。②健康で生きがいのある、しあわせな社会をつくる。③高い技術による産業を振興し、就業の場を充実する。④多様な学習機会をつくり、豊かな文化を育てる。⑤自治と連帶による活力にあふれた県づくりを進める——の5項目を重点に、県民生活の安定と福祉の向上に努めるとともに、将来のための基礎づくりに必要な諸施策を推進するとして予算配分を行った。

主な施策のうち関係事業に絞って上記5つの柱内にまとめてみた。事業に付随する予算（数字）の単位は千円とした。

- 郷土の安全を高め、快適で住みよい環境づくりをすすめる。  
○地域整備の促進——新都市拠点整備事業計

画の策定49,000、・伊奈モデルタウンの建設——伊奈北部地区土地区画整理事業1億39,100、同地区の宅地造成10億89,016、・首都圏中央連絡道路沿線地域整備計画の策定15,000、・農林

昭和61年度埼玉県一般会計予算構成比  
歳出性質別



公園（川本町）の建設2億49,433、・県民の森整備（歩道・施設）66,060、・21世紀の森の整備（基礎調査）1,000、・都市再開発方針の策定（2市）8,000、・土地区画整理事業の推進（県施行2地区、市町村施行20地区、組合等施行21地区など）47億34,126、・市街地再開発の促進（県施行1地区、市町村12地区、組合等5地区ほか）3億80,900、・街路の整備（街路、緊急地方道整備ほか）154億84,371。

○公園整備の推進——・都市公園の整備（県営18公園）30億99,280、・こども動物自然公園（園域整備）2億14,190、・スポーツ文化公園（仮称）整備（熊谷市）5億34,900、・第3水上公園（仮称）整備（川越市）1億51,000、・北部総合運動公園（仮称）整備（熊谷市）22億48,580、・県営公園の調査（3地区）10,300。



・流域下水道の整備（荒川左岸南部、同北部、荒川右岸、中川、古利根川、荒川上流）295億67,000、・都市下水路の整備（砂川堀、芝川）7億39,550。

○警察署等の整備——・浦和署庁舎建設（調査設計）70,000、・待機宿舎の建設（1棟24戸）3億13,260、・派出所、駐在所の整備（新築・改築5ヶ所、施設整備ほか）1億39,773。

○緑の保全と緑化の推進——・公共施設の緑化（県・市町村施設、県立高校）1億371,000、・全国都市緑化フェアの開催準備2億00,000、・サイクリング道路の建設（江戸川、芝川）2億20,000、・ふるさと歩道の整備（新規1、継続2）67,633、・首都圏自然歩道の整備（新規2コース）42,020。

○交通網整備の促進——・大都市幹線道路の調査26,800、・首都高速道路建設促進2億97,000、・道路改良153億88,000、・道路舗装24億58,000・橋梁整備58億49,000、・道路維持修繕83億55,430、・緊急地方道整備事業19億04,000、・市町村道整備補助2億40,000、・21世紀埼玉の交通プロジェクト（地域航空、水上交通、リニア・モータ・カー）47,584。

○地盤沈下対策、・観測井等の整備36,628、・水準測量等1億04,551、・地下水適性揚水量調査2,125、・工業用水道の整備5億87,884。

○廃棄物処理の推進（寄居町三ヶ山処理場建設）8億58,577、・市町村等廃棄物処理施設整備補助5億02,600。

○交通事故防止対策の推進——・道路照明灯

の設置48,950、・歩道、自転車歩行者道整備81億32,000、・信号機、標識等整備、交通管制システムの拡充整備33億16,166、・運転免許センター（仮称）の建設（鴻巣市地内、3年次分）77億74,318。

○地震・火災対策の推進——耐震性貯水槽の設置（12基）96,768、・地質地盤図の作成調査（4市）5,080、・がけ地近接危険住宅の移転促進（2町）1,619、・災害救助用資材の整備19,252、・ヘリコプターの導入2億97,000。

○治水対策の推進——・河川改修240億16,469・河川激甚災害対策特別緊急事業8億81,400、・市町村単独準用河川改修補助ほか2億55,000、・流域貯留浸透施設の整備（4ヶ所）60,000、・地域生活防災ダム建設調査（1ヶ所）861,000、・河川環境整備3億24,000、・砂防事業（125溪流）25億41,000、・治山事業（復旧治山24ヶ所、予防治山28ヶ所ほか）16億63,280、・危険地見直し調査7,802、・地すべり、急傾斜地崩壊防止対策2億46,700、・災害復旧（農林、土木施設）1億83,920、・住宅建設資金の融資（2,030戸分）121億52,040、・県営住宅の建設（新規590戸、継続532戸、用地）106億72,407、・既設県営住宅の改善（258戸）3億53,640、・特定目的住宅建設（市町村）助成40,480、・公社住宅の供給（住宅供給公社貸付）21億00,000、・宅地造成（本庄地区終年次分）19億12,062。

○水資源の確保——・ダムの建設（合角ダム、権現堂調節池）27億67,000、・農業用水の合理化（権現堂、幸手地区、見沼用水）11億34,727。

## 2. 健康で生きがいのある、しあわせの社会をつくる。

○地域福祉の増進——・老人福祉施設の整備（特別養護老人ホーム5ヶ所、老人福祉センターA型2ヶ所）12億81,280。

○障害者福祉の充実——・障害福祉会館の建設調査（浦和市）900、・（仮称）社会福祉保養施設の建設（伊東市）2億26,220（継続2年の1年次分）、・（仮称）第4障害福祉センターの建設（草加市）準備・設計28,150、

○家庭、児童福祉の充実——・第6児童相談所建設（所沢市）4億50,680、・保育所の整備（29ヶ所）1億32,250、

・児童館の整備（5館）1億05,845、・（仮称）婦人相談センター開設33,849、

○健康づくりの推進——・市町村保健センター整備（6市町）1億39,238、・県民健康福祉村建設3億21,206、・（仮称）狭山保健所建設1億34,295（2年継続1年次分）、・寄居保養所の改築（2年継続1年次分）4億66,000、・がんセンター看護婦公舎建設（30戸）2億22,342、・精神医療総合センター建設（伊奈町）31,111（準備設計費）、・水道用水供給事業（広域第1、第2）218億05,112。

## 3. 高い技術による産業を振興し、就業の場を充実する。

○水田利用再編対策の推進——・土地基盤の整備は場31億60,240、・農道整備11億23,688、・用排水施設等整備44億42,318、・畠地帯整備

# 昭和61年度 埼玉県一般会計予算構成比

13億08,597、・所沢地区卸売市場の整備5億86,174、・林道の整備（開設37、改良78路線ほか）26億25,663、・第3期近代農村の建設（40地区）3億61,710、・農山村集落排水の整備（13地区）3億93,157、・農村総合整備（15地区）8億87,400、・山村地域振興対策（6地区）98,689、・商店街活性化対策の推進（改造計画策定補助等）78,806、・テクノグリーン構想の推進（基本計画策定5エリア）36,428、・ミニ工業団地の整備促進（基本計画策定3市町）3,427、・川里工業団地整備13億45,599、・大利根工業団地整備27億59,673、・川本工業団地整備（新規）32億84,147、・羽生工業団地（新規）41億44,807・工業団地の調査75,952。

## 4. 多様な学習機会をつくり、豊かな文化を育てる。

○県立高校の新設——・62年度新設校（和光、久喜）29億48,895（終年次分）、・61年度新設校（大宮光陵、越谷総合技術）24億92,523（2年次分）、・60年度新設校（狭山経済、三郷工業技術）63,520（終年次分）、・総合選択制高校（終年次分）3億14,102、・臨時学級増対策（増築8校、改修16校）11億04,582、・通信制高校の建設（新規）7億76,748（2年継続1年次分）、・県立高校グランド整備（4校）1億30,458、

○県立高校格技場整備——61年度着工分（4校）1億91,150、・60年度着工分（7校）7億62,246、・水泳プールの整備（1校）95,670（2年継続1年次分）、・高校宿泊学習施設の

建設（1校）1億55,974、・産業教育施設整備（実習棟1校）1億62,494、・（仮称）在学青年セミナーハウス建設調査（基本設計）20,228。

○県立養護学校の建設——・校舎増築（2校）6億71,665、・高等部棟建設（調査設計1校）5,071、・体育館建設（1校）1億50,214、・プール建設（1校）69,736。

・神川青年の家体育館の建設73,080（終年次分）、・県民芸術劇場（仮称）の調査（与野市）3,000、・（仮称）埋蔵文化財調査センター建設（調査、設計）26,390、・さいたま博覧会開催準備（熊谷市63年度）2億60,249、・県営射撃場建設（取付道路）1億00,944。

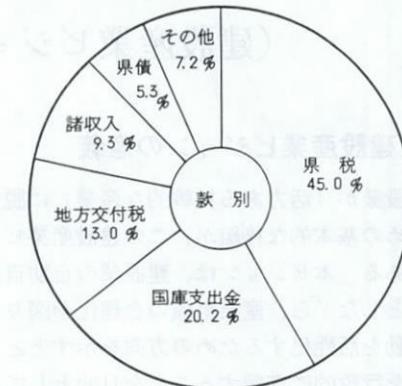
## 5. 自治と連帯による活力にあふれた県づくりをすすめる。

・（仮称）県民活動総合センターの建設準備10,584、・コミュニティ施設の整備補助5億00,802、・自治セミナーハウス建設（基本設計等）54,559。

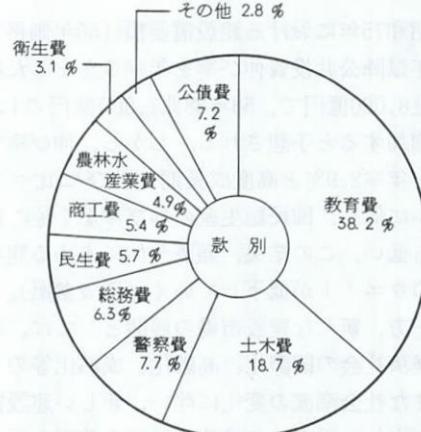


昭和61年度埼玉県一般会計予算構成比

### 歳 入



### 歳 出



# 21世紀への建設産業ビジョン

—活力ある挑戦的な産業を目指して—

(建設産業ビジョン研究会報告書) の概要

## 建設産業ビジョンの意義

建設業が「活力ある挑戦的な産業」に脱皮するための基本的な枠組が、この建設産業ビジョンである。本ビジョンは、建設業の自助自立を基本しながら、産業組織の合理化を図り、産業活動を活性化するための方向を示すとともに、これを行政的に支援することを目的としている。

## 第1章 建設需要の展望

昭和75年における建設需要額（50年価格）は、61年以降公共投資伸び率を年率3%とした場合、62兆8,000億円で、58年38兆7,000億円の1.6倍に増加すると予想される。しかし、伸び率で見ると年率2.9%と高度成長期の伸びに比べてはるかに低く、国民総生産の伸び率4.2%に比べても低い。この結果、経済全体に占める建設生産のウエイトが低下していく（別表参照）。

一方、新たな建設市場の展開としては、我が国経済社会の国際化、高齢化、成熟化等のさまざまな社会潮流の変化に伴い、新しい建設需要が生まれ、将来的には建設需要の基調を形成していくことになろう。たとえば、住宅では、自

分の趣味を生かせる半製品の分譲住宅や良質な大型賃貸住宅、家具付住宅、高齢化社会に対応した3世代住宅などの需要が強まろう。また、都市再開発など新しい空間創造プロジェクト、クリーンルーム、空気膜構造物、インテリジェントビル、リフォーム・リフレッシュなどの需要が新しい市場として重要となろう。

海外建設市場については、国内市場にも増して厳しい競争の場となると予想される。

## 第2章 建設業の将来像と実現のための基本的視点

### 1. 経済社会の変化がもたらすインパクト

#### 1-1 需要の停滞による影響

我が国の建設業は、高度経済成長期には、需要の量的拡大に支えられて成長を遂げてきた。しかし、石油危機後は労働生産性の停滞や市場競争の激化から、建設業を取り巻く環境が悪化してきている。

すなわち、建設需要が低迷しているにもかかわらず、市場の不完全性から市場原理が有効に機能せず、業者数、就業者数、資本ストックが増加し、需給ギャップ

が拡大している。この結果、現場段階では労働生産性は向上しているものの、建設業全体として見ると、稼働率の低下等により生産活動は極めて非効率なものとなっている。また、労働生産性の低い小規模階層の企業が著しく増加し、これらの階層の建設業全体の生産に占めるシェアが拡大していること、技術開発が停滞していること、労働者の高齢化に伴い作業能率が低下していること、更には、公共工事を中心に工事が小規模化していること等により、労働生産性が停滞している。こうした中で、建設業は、賃金等のコストの増加を主に生産物の価格に転嫁する形で対応してきた。しかし、最近では、市場競争の激化からそうした対応も難しくなってきており、利益率が低下し、倒産も多発している。

今後は需要が伸び悩む一方、他産業等からの建設市場への参入圧力は引き続き強いと予想される。従って、供給構造の改善に務めない限り、市場競争は更に激化し経営環境の悪化、建設業特有の不合理な側面の深刻化などが生じよう。

#### 1-2 生産条件の変化

技術開発の進展に伴い、建設技術の高度化や生産工程の効率化が進む。これに伴い、技術力による企業間格差の拡大、労働の質的変化が予想される。また、労働者の高齢化が他産業以上に進行すると予想



されることから、若年労働者を確保しなければ企業経営に深刻な影響を与えるよう。

## 2. 目指すべき将来像

### 2-1 活力ある挑戦的な産業への脱皮

21世紀に向かって、建設業は「活力ある挑戦的な産業」、即ち、自助自立の精神で、企業及び業界全体の合理化、近代化、労働生産性の向上に努め、需要者のニーズにより良く応えていくとともに、自ら新しい需要を創出する生き生きとした産業へと脱皮することを目指さなければならない。

### 2-2 需要構造に見合った産業規模の形成 (労働生産性上昇率の目標と就業者数の方向)

建設業の労働生産性については、単位工事量当たりの所要現場労働者数が年率3%程度減少しており、今後、技術開発への取り組み、供給構造の改善等により、最低限、全産業平均の労働生産性上昇率3.6%の半分以上の年率2%程度の向上を目指すべきである。但し、年率2%の向上が実現できたとしても、賃金コストの増加3.6%の6割弱しか吸収できず、残りの1.6%分については、生産物価格に転嫁するか利益に食い込むことにならざるを得ない。従って、年率2%の向上はあくまで最低限の目標であり、より生産性を高めるべく全力を挙げて取り組む必要がある。

労働生産性が現状のまま推移すれば、

75年における就業者数は、約879万人となるが、年率2%で生産性が向上するとした場合は、約628万人となる。この場合でも、58年に比べて87万人増加することになるが、この程度の就業者数であるならば確保は可能であると思われる。

#### (業者数の方向)

現在の需給ギャップの拡大は、個々の企業の過大投資、過剰雇用よりも業者数の増加に負うところが大きく、過剰な労働力・資本設備の解消のためには、業者数が減少することが必要である。

また、業者数が多い反面として企業の規模が小さく、しかも近年零細化の傾向にある。これは、企業経営の面から見ても、産業の効率性の面から見ても問題である。今後はある程度企業規模の拡大を目指す中で、その結果として、業者数が減ることが望ましいと考える。

### 2-3 新しいパートナーシップの確立

今後の元請・下請関係の形成に当たっては、有効競争を通じて優良な下請け企業が選別されていく方向を基本としつつ、特に下請企業の経営基盤の強化を図り、元請・下請双方が対等な経済主体としてパートナーシップを確立し、効率的な建設生産を担う仕組みを追求すべきであろう。

また、元請企業の下で、職別工事業がそれぞれの技術を分担し合って行われる

業種別の分業関係については、技術革新を背景として、大きく変化するものと思われることから、新しい需要に的確に応え得る柔軟な業種間の分業関係の形成を目指すべきであろう。

### 2-4 21世紀を目指す企業経営

21世紀に向けて、建設業が活力ある挑戦的な産業として活動を続けるためには、それぞれの企業が、技術開発・改良等を通じて新商品の開発、新市場の開拓、生産活動の効率化を目指す必要がある。

(大手ゼネコン) 拡建設、国際競争力の強化、技術開発、

(中堅ゼネコン) 拡建設、独自の経営戦略に基づく技術改良

(中小ゼネコン) 地域ニーズへの的確な対応、周辺事業への進出

(専門工事業) 建設生産システムの合理化、責任施工体制の確立、自立した高付加価値経営

(大手・中堅整備工事業) 設備機器の開発・生産、システム設計能力の充実

(木造建築工事業) 優れた木材加工技術の向上、営業活動の工夫と積極化、リフォーム・メンテナンス市場等への対応

### 2-5 技術開発への積極的取組み

建設業にとって、高品質の生産物を低価格で提供することは最も基本的課題であり、これに応えるためには、先端技術を活用して、ハード面においての技術開



発をより積極的に進めていく必要がある。

また、今後の新しい建設市場での建設生産物の商品価値を支配するものはソフト技術であり、また、不動産、エンジニアリングなどの周辺分野に進出する上でも、ソフト技術の高度化に積極的に取り組む必要があろう。

更に、ニューメディア、エネルギー、運輸・交通、海洋等の産業分野で生じる新たな建設生産物へのニーズに建設業が積極的に対応していくためには、革新的、先端的な建設技術の創造が必要である。

## 2-6 技術進歩に対応し得る技能・技術者の確保・養成

今後、建設技術の進歩に伴って、技能労働者の作業内容等が変化するとともに、これらの技術の進歩、発展を支え、建設工事の施工に活用する技術者の必要性と役割がますます高まることとなろう。

このため、新規学卒者等若年労働者を積極的に採用して、技術の進展に対応できる良質な技能・技術者として養成していくことを目指すべきである。また、機械化・ロボット化の進展に対応した機械等の操作・監視や補助作業に携わる技能労働者については、既存の技能労働者の再訓練により、対応していく必要がある。

## 3. 建設産業政策展開の基本的視点

業界の自助努力を基本としつつ、建設業を対象として国及び地方公共団体が行う行政努力を建設産業政策と呼べば、こうした建設産業政策の役割としては、次のような

基本的視点の下に、業界の自助努力を誘導し、支援する方向で考えるべきものである。  
(有効競争の確保)

建設業の健全な発展のためには、企業規模の大小にかかわりなく、市場原理に基づく公正な競争を通じて、「技術・経営に優れた企業」が成長し、非効率な企業が淘汰されるとともに、需給の均衡が確保されることが基本である。しかしながら、現在の建設市場においては、市場メカニズムが十分に機能しているとは言い難い。従って、このような市場の不完全性を補完し、優良な企業が成長するとともに、技術革新が進展し動態的にみても資源配分の最適化が達成される市場、即ち、有効競争が実現し得るような市場の整備を図る必要がある。

### (許可制度の役割)

規制緩和が一つの大きな政策課題となっている今日、建設業法による許可制度を維持、強化するには、その必要性について、国民の納得を十分得られるだけの理由が必要である。こうした観点からみると、建設工事はあらかじめ目的物をチェック出来ないこと、仮に完成した工事の品質に問題があった場合に発注者に及ぼす影響が他の商品に比べて極めて大きいこと等を考えれば、発注者保護の見地から不適格業者を排除するために必要最小限の範囲で営業活動を規制することについては、十分コンセンサスが得られると思われる。

### (中小企業政策との調和)

中小企業政策の目標は、中小企業基本法に定める通りであり、中小企業振興の意義は、建設産業政策を展開するに当たって、留意すべき重要な点であることは言うまでもない。

公共工事においては、法律に基づき中小企業への発注目標が定められたり、企業規模階層にほぼ対応したランク別発注が行われている。しかし、こうしたことは、行き過ぎれば効率性の観点から問題が生じるおそれがあることも否定できない。建設業の産業組織の近代化、合理化が必須の要請とされている現在、中小企業の振興を図る際にも、単に中小企業だからといってすべての企業を保護するのではなく、意欲と能力の高い優良な企業が成長しうるように配慮しなければならない。

### (社会政策的役割との調整)

今日の建設業が地域経済の維持や雇用対策上の役割を事実上果たしていることは否定できないが、同時にこれが構造的な需給ギャップをもたらし、産業組織の合理化を図る上で妨げとなっている。もし、今後とも建設業にこうした役割を求める過ぎると、産業組織の合理化は困難となり、現在建設業が抱えている諸問題は解決されないまま残ることになろう。従って、今後の建設産業政策の展開においては、こうした社会政策的役割との調整を図っていくことが必要であろう。



### 第3章 業界の自助努力と建設産業政策の方向

#### 1. 産業組織の合理化

項目	主な具体策
1. 有効競争確保のための市場条件の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質・性能表示制度と長期保証制度、</li> <li>・標準的な仕様を有する建設物についての価格情報の整備</li> </ul>
(1) 品質と価格による競争の推進に資する情報の整備	
(2) 企業評価情報の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営事項審査制度の拡充 (技術力・経営力評価の充実、公共工事に関する義務付け、民間発注者への提供)</li> <li>・民間工事市場における企業情報の整備</li> </ul>
(3) 原価管理能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事原価管理のOA化</li> <li>・共同積算システムの整備</li> </ul>
(4) 公共工事市場に置ける有効競争の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効競争確保のための市場条件の整備</li> <li>・経済合理性にかなった公正競争の推進</li> </ul>
2. 需給均衡の確保	
(1) 業者数の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有効競争を通じた非高率な企業の淘汰 (市場条件の整備、許可制度の適正化、公共工事発注の改善)・協業化、企業合同 (年次型JV・共同組合等の活用、下請企業のグループ化等による優良下請の選別・育成、金融・税制上の優遇、企業合同等を求める企業に関する情報提供、就職斡旋等、入札において不利となる措置)</li> </ul>
(2) 労働力・資本設備の効率的使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者数の適正化と企業の減量努力</li> </ul>
3. 健全な発展のための許可制度の適正化	

項目	主な具体策
(1) 許可基準の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産的基礎の再検討(特に特定建設業者)</li> <li>・技術者要件、技術者現場常駐の見直し</li> <li>・下請管理能力の要件化</li> <li>・OA化による技術者の二重申請等のチェック</li> </ul>
(2) 許可審査の厳正化	
4. 公共工事の発注システムの改善による誘導	
(1) ランク別発注制度の合理的運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ランク分け、発注標準の設定に際しては、工事量、施工能力等を十分勘案してより適正に行う</li> <li>・行き過ぎた分割発注の見直し</li> </ul>
(2) 発注規模の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同施工の確保、構成員の数と組合せ、出資比率、対象工事の種類と規模等について具体的なあり方を明確にし、発注者においても運用上の見直し</li> </ul>
(3) 共同企業体制度の適正な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の開発技術の活用のための官民共同研究、技術評価、技術提案等の充実</li> </ul>
(4) 技術開発等へのインセンティブの拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発注者にとってより有利な場合には、特殊な技術能力の活用が可能となるよう発注形態を検討(随意契約の拡充等)</li> </ul>
(5) 資格審査制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主幹的事項の基準の見直し</li> <li>・指名業者数の適正化と経済外的な力等による不良業者の参入防止</li> </ul>
(6) 発注の平準化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の基準に満たない企業は登録しない</li> <li>・債務負担行為の活用</li> </ul>
(7) 公契連活動の充実等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会等による発注者間の相互調整</li> <li>・公契連など都道府県と市町村との連絡調整の場を創設する</li> </ul>
5. 元請・下請関係の改善	
(1) 下請け価格決定の合理化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請企業における原価管理の徹底</li> <li>・経理処理、積算等のOA化の推進</li> <li>・合理的な下請かかく決定のための基準・ルールづくり</li> </ul>



項目	主な具体策	項目	主な具体策
(2) 下請企業の複合化 (3) 元請企業の役割の拡充  (4) 契約関係合理化の促進  (5) 業種間の柔軟な分業関係の形成  6. 合理的な規模別分業関係の形成 (中堅以下の企業の能力強化) (1) 技術開発の推進  (2) プロジェクト企画能力等の強化  (3) 経営管理のOA化の推進  7. 情報ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部分一式専門工事業化</li> <li>・下請企業の指導、育成</li> <li>・協力会の活用</li> <li>・「元請・下請関係合理化指導要綱」による指導の徹底</li> <li>・立替払制度の運用改善</li> <li>・技術の変化に対応した業種区分の検討</li> <li>・国の機関等との共同研究、共同研究センターの設立</li> <li>・行政による共同研究の支援、研究成果の評価・認定、助成</li> <li>・技術移転の促進</li> <li>・積極的なプロジェクト提案による需要創造（幅広い企業の協力・提携、建築士事務所・コンサルタントの活用）</li> <li>・マニュアルの作成、共用プログラムの開発、共同利用センターの設立</li> <li>・各種情報の整備、ネットワーク化の推進</li> <li>・情報化への検討体制確立</li> </ul>	(2) 生産体制の効率化  (3) 経営の合理化  (4) 新商品の開発・新市場の開拓の促進  (5) 共同受注の適正化  (6) 業界団体等を中心とする経営活性化への取組み  2. 技術開発の推進 (1) 技術開発推進のための方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工システム合理化のモデル事業</li> <li>・機械化・ロボット化の研究</li> <li>・作業能率向上指針の作成</li> <li>・共同事業による工場生産の推進、製品の規格化</li> <li>・標準化</li> <li>・民間技術者資格制度の整備</li> <li>・企業合同、協業化による経営規模の適正化</li> <li>・経営者等の教育研修、教育研修に関するカリキュラム・講師グループ等の補完体制の整備</li> <li>・OA化による合理化の推進</li> <li>・経営指導要員の養成、経営に関する簡易な診断手法の開発・普及</li> <li>・資材の需要予測、資材業界における民間技術者資格制度の認定・活用</li> <li>・資材・機械等の共同購買事業の活用、資材調達等の情報システム</li> <li>・共同研究開発、共同マーケティング等共同事業の展開</li> <li>・恒常的通年型共同企業体の検討（構員単独での受注制限、公共工事受注で不利にならないような対策）</li> <li>その他、共同企業体については1-4-(3)と同じ</li> <li>・事業共同組合については、通年型共同企業体、協業組合、企業組合等への誘導</li> <li>・業種別近代化・構造改善事業の実施等のための業界団体の整備・強化</li> <li>・技術普及のための業界団体による情報提供・教育の実施</li> <li>・官民共同研究、金融税制上の誘導策の拡充、民間開発技術の公共事業への採用、技術評価制度の充実、公共事業における企業の技術力の活用、技術情報システム、教育研修、人材交流制度</li> </ul>

## 2. 企業活動の活性化

項目	主な具体策
1. 活力ある企業経営の実現 (1) 業種別課題	・21世紀を目指す企業経営の実現



項目	主な具体策
(2) 建設機械化指針の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指針の作成</li> <li>・建設機械需要予測</li> </ul>
3. 海外活動の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材の確保、価格・非価格競争力の向上</li> <li>・情報収集管理体制の整備</li> <li>・公的金融・輸出保険制度の充実</li> <li>・技術移転の促進</li> </ul>

### 3. 良質な労働力の確保

項目	主な具体策
1. 就業構造の改善	
(1) 指針の策定と企業評価方式の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業構造改善指針の策定 (専門工事業等が若年労働者等を確保するための、目標・内容等)</li> <li>・企業評価方式の検討・改善</li> </ul>
(2) 元請による下請管理体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元請による下請管理体制の整備、指導・援助</li> </ul>
(3) 労務提供的下請の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請けの雇用管理の徹底</li> <li>・優良企業により技能者の派遣が行えるような方策の検討</li> </ul>
2. 教育訓練体系の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育訓練体系の整備・指導</li> <li>・教育訓練体系に沿った研修の実施、指導・援助</li> <li>・建設業人材養成センター（仮称）の設立</li> </ul>

### 4. 建設産業ビジョン推進のための課題

項目	主な具体策
建設産業ビジョン推進のための課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信頼の獲得</li> <li>・業界団体活動の活性化</li> <li>・業種別ビジョンの策定</li> <li>・地域別ビジョンの策定、国を中心としたマニュアルの作成</li> <li>・建設産業統計の体系的整備</li> <li>・ビジョンのフォローアップ</li> </ul>

## むすび

本ビジョンは、建設業について初めて包括的に分析し、検討を行ったものである。本ビジョンでは、規模、内容、場所等の異なるさまざまな建設需要に対応していくために、大手企業から零細企業に至るまで、有効競争を通じて優れた企業が成長し、21世紀に向かって建設業が活力ある挑戦的な産業へと脱皮することを基本的な目標としている。これを実現するためには、まず、個々の企業及び建設業全体として創意工夫を積み重ね、真剣な自助努力を行うことが何よりも重要である。その上で、このような自助努力を合成していくことが必要である。

建設産業政策の展開に当たっては、中央建設業審議会における審議等を踏まえながら具体化が図られることになる。当面、建設業の健全な発展に大きな影響を与える許可制度、経営事項審査制度など制度的な枠組みについては、早急に新たな検討を加えるとともに、許可審査の厳正化のためのOAシステムの開発、導入を優先的に進めるべきであると考える。

建設業が今後発展していくためには、数多くの困難を克服していかなければならないが、豊かな国土空間創造の担い手として、また、我が国経済の基幹産業としての重要な使命を達成するためには、関係者がすべての英知を結集して、本ビジョンの実現に努めていくことが望まれる。

## 既成都市構造にメス

### 「建築活動連絡協議会」第1回のまとめ

—60・11・5—

建築活動連絡協議会（小川清座長、構成員・建築学会埼玉支所、埼玉建築士会、埼玉県建築士事務所協会、埼玉建築設計監理協会の各会員、埼玉県住宅都市部職員）では、このほど重ねた討議の「第1回まとめ」を建産連ニュースの稿材として寄せられた。その内容は、同協議会が検討課題として掲げた①社会変化に対応できる柔軟な体制づくりについて②建築需要の創出について③建築物の保全について④都市再開発について⑤その他目的達成のため必要と認める事項——を昨年三月発足以来約8カ月の間、各委員がそれぞれの立場から自由討議を重ねたものをひとまず体系的にまとめたもので、いわば総論に当たる。今後客観的に問題の詰めの論議が重ねられることになっており、本県において建築活動を行うに当たっての指針づくりを狙いとしている。緒言に述べている通りこの協議会をして「開かれた活動の場」として、広く各界の意見が求められている。

なお、本稿後段に「建設需要創出への考察」並びに「都市再開発事業に係って」の2稿を併録した。（W）

#### はじめに

建築界は、戦後の東京オリンピックをはじめとする高度経済成長期に、飛躍的に発展したため、自ら努力することなく、経済成長の波に乗って、繁栄してきたといえる。

しかし、昭和48年と同54年の二度にわたるオイルショックを経て、経済情勢は大きく変化し低成長時代を迎えた。時を同じくして、科学技術の進歩に伴う、高度情報化社会への移行や、

人口の高齢化による高齢化社会へと、時代はまさに変化してきているのである。

このような状況にあって、建築界も「冬の時代」を迎え、新たな対応を迫られることになった。埼玉においても、民間建築需要の落ち込みとさらには、公共建築物の大きな比重を占めてきた。高校の校舎や公営住宅などの建築需要も頭打となり、建築界は模索の時代を迎えたのである。

建築に携わる人々は、それぞれに、いかにして、建築需要を喚起するのかについて模索を

始める一方、今までの請負的体質のままでよいのかといった反省もするようになってきた。そして、各地で盛んになってきたまちづくりという大きなテーマの中で、我々がどうかわっていくべきかを、真剣に考えるようになり、今迄ややもすると技術屋としての参加であったのが、市民あるいは住民の一人として、早い時期から参加しなければならないという意気込みを感じられるようになった。

建築活動は、社会の要請に答えるものでなくてはならないことから、これらをとりまくさまざまな諸問題をより多くの人達と考え検討していくなければならないと考えている。県行政においても、「住みよいまちづくり」の県民の要望がここ数年第一位であることからも建築界の役割は決して小さいものではないといえる。

そこで、小さな輪に過ぎないが、建築活動に携わっている者だけでも、話し合い、勉強し、研究し合う場をもとうと考え、建築活動連絡協議会を四団体で本年3月設けることにした。

折しも、県においては、21世紀を展望した「埼玉県新長期構想」緑と清流—豊かな埼玉—21世紀をめざしてが策定されたのである。私たちは、さいたまの地域社会で仕事をしている。その恩返しをする意味からも、長い将来に渡る提言やアドバイスをしていきたいと思う。この協議会を少しづつでも前進させ次第に大きな輪をつくり、社会と共に歩む協議会としていきたい。そのためにも、広く県民のみなさまのご意見を得たいと思っている。

## 提 言

私たちは、本年5回にわたり協議会を開催し四団体の総意としての提言をまとめることにした。

これは、今後の協議会が検討すべきことがらの出発点となるものである。さらに、この提言を広く建築関係団体並びに県民のみなさまにも、議論してくださるよう願っている。この中には、既に言われてきたもの、目新しくはないと思われるものもあるが、社会で同じような提言がくりかえされることにより、それが、世論を形成し、社会を動かしていくという認識のもとに、たとえ、他の分野において既に言われてきているものであっても、あえて発言させていただいた。

### 1、効率的な土地利用をめざして

21世紀までに、本県の人口は、あと100万人増えるといわれている（県の新長期構想では676万人と想定）。人口増に伴う県土の利用について次のような提言を行う。

○土地は利用するためにあるので、土地の効率的、合理的利用をめざす。そのために、土地信託方式や土地賃貸方式を積極的に活用する。また、市街化区域内農地の宅地化を推進し、都市内での建築物の高層化や地下空間の活用を図る。土地の高度利用は地価の高い所にいる者の

義務である。

○県内の過密過疎の解消をめざす。そのため、線引きや用途地域の見直し等の手法を用いる。また、職住近接のための、ミニ工業団地開発等を進める。

### 2、快適な都市づくりをするために

21世紀は都市の時代といわれている。快適で住みよい都市づくりをすすめることは、私たちの重要な任務である。

○市民参加を得て、官と民の協力による知恵や努力を結集して、都市づくりにあたる。

○ミニ住宅開発地を解消するために、優良再開発建築物整備促進事業をはじめとする都市再開発を長期的に展開する。それを実現するための専門家を養成する。

○都市内の緑を保全しつつ土地の高度利用を図る。そのための、法的な措置についても検討を加える。

○埼玉の土地利用の骨格となる都市基盤整備（インフラストラクチャー：道路、下水、河川、公園、共同溝、地域冷暖房等）を推進する。

○交通網の整備や土地区画整理事業を推進する。

### 3、高齢化社会への対応をするために

従来、高齢者は社会的弱者としてとらえられてきたが、今後は高齢者の持つ能力を社会で十分に活用していくという考え方方に改める必要が

ある。そこで、高齢者が住み、働く住宅や施設をつくる必要がある。

○二世代、三世代同居型住宅を普及し、公的助成を得られるようにする。

○高齢者が学習をし、仕事をし、趣味を生かせる施設を普及する。

○高齢者だけを隔離しないよう、高齢者施設と、幼稚園などの融合施設を普及する。

### 4、良質な建築ストックを長く維持するるために

建物をつくる人、管理する人、利用する人、三者一体で、建築物を長く保全する体制をめざす。

○建築物を維持保全するための住サービス機構的なものを創設する。

○建築物を適確に診断できる人を養成とともに、総合建築物診断員制度を確立する。

○住宅性能保証制度や定期報告制度を活用し、建築物使用説明書の作成や診断マニュアルを作成する。

○歴史的建造物や文化財などの修復の推進を図る。

### 5、地域社会に密着し、時代に対応し建築物を整備するために

○地域に根ざした生涯学習施設・文化センター・総合スポーツセンター・習いものセン

ター等の建設を促進する。

○廃熱を利用した省エネルギー建築物や、ローカルエネルギーを利用した建築物の整備を図る。

○高度情報化社会に対応したインテリジェントビルの建設を促進する。

○防災対策施設（地下シェルタ・食糧・水備蓄施設等）を普及する。

○高度な居住空間を有する施設を表彰したり、公的融資をうけられるようにする。

○住まいづくりやまちづくりの専門家を派遣する人材センターを創設する。

以上の提言は、これからも検討していかなければならぬものであり、私たち四団体だけではなく、多くの人々の意見を取り入れる必要がある。

建築活動に携わる私たちは、郷土埼玉を守り、育て、築くという姿勢で、これらの課題を実現へ向けて一歩一歩前進していきたい。やがては、建築関係者のみならず、住環境整備のためのシンクタンク的人材グループを組織して、地域社会、ひいては埼玉のまちづくりに貢献したいと考えている。

〈完〉

## 建設需要創出への考察

建設需要の創出という観点から市街地再開発に絞って考えてみよう。

再開発という言葉をはじめて耳にしてからかなりの年月がたつ。おそらく二十年にもなるかも知れない。最初は学問的用語であったものがその後行政上に使われるようになり、最近は一般市民の間に浸透し理解されるようになった。本県においても各都市で事業化され、既に事業が完了したものもいくつかある。

再開発とは街並みや建物を再び新しい時代に合った形態に改造したり、改修、保存することにあると言われ、建築に係る者としては最も身近な魅力ある言葉である。

再開発そのものは都市の新陳代謝を図るもので昔から種々な手法で行われてきたものである。しかるに最近しきりにその必要性がよばれていることにはそれなりの理由がある。昭和三十年代の後半から続いた高度経済成長によって人口と産業の都市への集中によって生活様式、社会環境の変化が、これまで考えられなかったような環境面の悪化、災害時に起る危険性の増大という現実面のほか都市の基盤となる施設整備が追いつかず、住環境と同時に都市機能の面からも再開発の必要性が随所に現れてきた。一方、人口の集中と相まって経済社会の多様化による土地高度利用もまた再開発の必要を促す要因ともなってきたのである。

こうした再開発は、遂に需要の現象をきたしている建設業界にとって正に恰好の需要喚起の場であって魅力あるものである。

しかしながら、必要に迫られた再開発も手を拱いているだけでは「絵にかいた餅」以外の何物でもない。これから設計、施工に携わる者は再開発を単なる受注の対象として傍観するだけでなく、数歩を進め持てるノーハウを再開発に向け、需要創出に向って積極的に取り組む気構えこそ肝要である。だが、過去の実績（主として公共団体主導の事業）を見ると再開発事業はえてして、計画から実施の段階まで少なくとも五年、規模によっては十年、十五年という大変長い年月をかけてきたことを想うと、口先でいうほど容易なものでなかったことも事実である。現に国、地方公共団体ではこれまで民間主導による再開発事業を促進するために種々の助成策をとってきたにも拘らず多く実現しなかったことには、それなりの理由があった。まず初動調査等の段階で強力な推進役が得られなかつた。次いで、纏めるまで要する多額の資金調達という大きな問題、そして何よりも難しくする「法、規則」や「条例」もまた再開発への隘路であることも拒めぬ事実であった。

既成市街地整備手法として民間（組合、個人）を事業主体としてなし得るものに「土地区画整理事業」「特定街区制度」「都市防災不燃化促進助成」等があり、幸い県では率先して手を出し延べている。本誌建産連ニュース第二十七号で取り上げた「優良再開発建築物整備促進事

業」は研究されてよいもので、市町村では行政と一緒に推進することを歓迎しているものもある。民間活力の活用が国の施策ともなっていることを踏え、どうしたら再開発が身近なものとして具体化できるか、その手法等を建設業及び関連業界で研究し合うことは決して無駄ではなく「建築活動連絡協議会」の場において取り上げられ建築等事業の創出に途に拓かれることを念願し、期待するものであります。

(社)埼玉建築設計監理協会(T)

## 居住地の再開発に係って 考え方

草加駅東口再開発地権利者協議会会長

染 谷 勝 之

自然の人口増によって、私の住む商店街は駅前という立地を得て栄えていた。これは又鉄道の輸送力を求める声ともなり、高架、復々線化が提案される起因にもなった。

昭和四十六年三月現在の駅前広場より約五倍(5,500平方米)の広さで駅前広場が都市計画決定された。夢のようだとは思いつつも、商店街の半数がなくなるという思いも、特に三十代前半の商店主の間に芽ばえてきた。そのころの建築雑誌に旭川の買物公園の話など昭和四十四年の都市再開発法の制定以後新しいまちづくりの考え方方が示され、建築士事務所を開設してま

もない私はこれらの話題の提供者となり、小人数ではありますが勉強会を持つことが出来ました。

昭和四十九年市による駅前再開発の基本構想の提示は商店会に都市計画委員会を発足させ、市との話し合い、共同視察が行なわれた。これが今でも続いている。“まちづくり”は長い長い道のりがある。

多くの先進地を見せていただいたが、建築を志した私のようなものが、次の時代とくに商業を中心とした“まちづくり”的な種まきをしたことの良し、悪しは別として、多くは商業者が先頭にたち、自分達の生き方を持ったようである。“まちづくり”を生活の糧とした集団が出来て、このパターンがくずれ“まちづくり”は多様化してきた。

では“まちづくり”を生活の糧とする集団(例えば「コウディネーター協会」)が生まれて来た昨今、こんな話はお聞きになりませんか?

「……の再開発は失敗だった。」とか、「……は思ったほど人が寄らないそうだ。」という話です。再開発になんらかのかたちで関与し、関与したいと考えている人々の口からです。そこに住んでいた人々が聞いたらと考えたことがあるのでしょうか。

“まちづくり”はそこに住む人、専門知識をもっている人、行政が互いに互いの立場を考えながら進めていくものではという気がしてなりません。

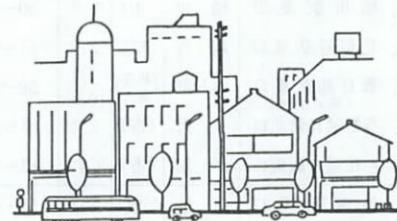
昨年より建築需要の創出の一つの手段として

都市再開発を考えてはという気運が埼玉県内では起ってきているようですが、私は、けっして即効性のあるものとは思いませんし、即効性があるということはかえって危険であるとさえ考えます。しかしながら、私達建築を志すものが、ほっておくほうがより危険なことで、種まきから芽をつむまで機会があれば参加し、オピニオソリーダーの役をはたすべきだと考えます。

(筆者・有勝建築設計事務所長)

〈注〉

次頁に市街地再開発事業等一覧(埼玉県都市整備課調べ)を参考に掲載しました。



(60.10現在)

## 市街地再開発事業等一覧

事業名	地区名	都市名	施行者 (予定)	地区面積 (ha)	事業年度 (補助)	調査等		権利者 調整中	都市計画 決 定	事業計画 決 定 (組合等設立)	権利変換 計画決定 (仮換地指定)	工事 着手	工事完了 公 告	事業完了 (組合解散等)
						A	B							
市 街 再 開 發 事 業	1. 浦和駅前	浦和市	2.1	42~55					42.9.26	47.5.12	49.5.20		56.3.26	完了
	2. 川越駅東口	川越(市)	1.8	47~62					49.10.11 51.6.15変更 59.6.29					(補助採択済)
	3. 大宮駅東口	大宮(市)	2.4	47~64					58.2.22					(補助採択済)
	4. 所沢駅西口	所沢市	2.1	49~60	48				51.6.15	56.10.2	58.3.10	58.8.8		(補助採択済)
	5. 上尾駅東口	上尾市	2.2	51~58					53.8.18 55.7.15変更	55.12.15	56.10.1		58.11.15	
	6. 久喜駅前西口	久喜(市)	1.1	51~62					58.12.9					完了
	7. 川越駅前脇田町	川越公团	1.1	51~56					51.6.15	53.12.6	54.9.29		57.3.25	
	8. 川口並木4丁目	川口個人	0.3	52~56					54.12.12	54.12.28	55.3.1		56.9.29	完了
	9. 草加駅東口	草加(市)	2.3	53~61		52			57.3.9					(補助採択済)
	10. 志木駅東口	志木(市)	1.6	54~64	47	53			60.3.8					(補助採択済)
	11. 岩槻駅東口	岩槻(市)	2.0	55~64	52	53			60.1.18					(補助採択済)
	12. 浦和元町2丁目	浦和個人	0.3	55~60					57.10.15	58.1.25	59.3.16	60.1.18		(補助採択済)
	13. 谷塚駅東口	草加(組合)	1.8	59~62					58.10.14	59.5.1				(補助採択済)
	14. 川口駅前東口第3工区	川口(組合)	1.1	59~63		49			59.3.9					(補助採択済)
	15. 川口駅西口	川口(公團)	2.5	59~64		51								(補助採択済)
	16. 蓼田駅西口	蓼田(市)	2.0	59~63		55	57							(補助採択済)
	17. 北浦和1丁目	浦和(個人)	0.3	60~63		47	57							(補助採択済)
	18. 桶川駅東口	桶川(市)	3.3	60~65		57								(補助採択済)
	19. 北越谷駅東口	越谷(未定)	2.9	61~66										(補助採択済)
	20. 春日部駅東口 (第6街区)	春日部(個人) (0.3)	1.1	59~65		58			59.12.26	60.10.4				(補助採択済)
	21. 与野通10駅北口	与野(市)	2.2	61~65										
	22. 戸田通3駅東口	戸田(市)	2.72	61~65										
住整 宅偏 街事業	23. 谷塚駅西口	草加(公團)	4.2	58~62		54	56		59.1.10	60.7.17				(補助採択済)

## >講演会<

### 先端技術産業の将来と建設産業

新時代を洞察、その心構えを語る

講師 経済学博士 佐貫利雄 帝京大教授  
工学博士



12月20日、建産連会館センター大ホールにおいてわが国先端技術の泰斗、帝京大学教授佐貫利雄氏（経済学博士、工学博士）を講師に迎えて「先端技術産業の将来と建設産業」と題し1時間半の講演会を開催、150名が聴講した。このたびの講演会は当建産連研修指導委員会行事の一環として企画されたもの。講師はわが国における近代産業の技術革新と企業の栄枯盛衰の推移を語り、先端技術を基盤とするか否かはこれらの産業の盛衰を左右する、建設産業と雖も避けて通れないことを強く示唆し聴く者の耳目を集めた。限られた紙面をもって講演の要旨をまとめてみた。（W）

#### 一要旨一

昭和60年は暦の上で還暦である。この60年間に昭和の世代は大きく変った。一例を挙げれば、昭和元年頃の最大主力産業は何であったかというと、繊維産業であった。鐘紡、東洋紡、大日本紡などがわが国産業界のトップに位し経済を支えてきた。それから今日どのような内容か申すでもなく分かって頂けると想う。そして第2位は食品産業であって農産品や魚海産物をもって加工し、内需はもとより多くを海外に輸出して大変栄えた。第3が鉄鋼、第4が木材産業であった。今日の建設は主として鉄鋼、セメント、硝子で構成されているが、60年前は主として木

材中心であって全国主産地の木材企業は隆盛を極めたものであった。往時誰が今日の衰退を予期したであろうか。

また、昭和初期のわが国の自動車産業はどうであったかというと、規模は繊維産業の70分の1、電気、機械産業もまた同様で、松下産業やトヨタ自動車などは存在しなかった。しかし、今日はというと、世界の松下、ゼネラルモータースかトヨタかといわれるまでに至っている。こうしてみると、技術体系が変わればあるいは技術核心が起これば、成長する産業もでるし、衰退する産業もまたるのである。

こうしたプロセスの中で、建設業界もあらゆる施工・技術面だけでなく、使用する材料の変化によって大きく変わっていくものではないか



――ということを念頭においてこれから考えてみることにする。

第1の問題は経済成長率である。過去の数字を見るとオイルショック時の48年から58年の10年間で僅か3.9%しか伸びなかった。その前のいわゆる高度成長期であった38年から48年までの10年間は伸び率9%の約1割の成長率であったものが、その後の10年間は3.9%と極端に落ち込んだ。当時年率5~6%成長であれば好況、2%では不況といわれ、好不況を計る物指しも変わったのである。

今から先の即ち60年から75年の15年間のわが国経済規模の推移を予測してみよう。仮りに、この15年間、年率4%の伸びで推移したとするところの15年間で252兆円の上乗せとなる。ドルに換算（ドル=210円）すると1兆2,000億ドルとなる。この額は欧州先進3国英、仏、伊のG N P合計1兆3,297億ドルに近く、また、1980年時のソ連のG N P 1兆2,120億ドルに相当す



る規模であって、この規模のニューマーケットがこの15年間に加わることになる。従って21世紀を控えこの15年間のわが国の経済展望は正に明るいものといえるのである。

## 伸びる産業とは

総ての企業がこのパターンで成長発展するかというと必ずしもそうではない。昭和60年から75年の15年間を見通すと、在来技術を基盤とする産業は伸び率が、1.06倍に対し、先端技術を基盤とする産業は伸び率で27.92%、実に28倍であってその格差は大きいものである。在来技術を基盤とする企業は、建設業であろうと何であろうとも6%しか伸びないということである。つまり、この先10年するとそうした企業（産業）は斜陽化の運命を迎ることになる。

これをシェアの面でみると、在来技術に乗っている産業は、昭和60年時に95.4%のものが昭和75年時には43.5%と半分以下になる。反面、先端技術に乗った産業は、現在のシェアは4.6%であるものが、昭和75年時には56.5%を占めることとなり、そのシェアの保有率は前者と逆転するのである。

これを見方を変え働く者の立場でみると、昔栄えた木材、繊維、鉄鋼などの産業に従事する者は給料、ボーナスなどが伸びず、減配や遅配のものすら出ているのに反し、先端技術産業は給与等が大きく伸びているという現実がすべてを物語っている。

先端技術を基盤とする産業は何かを考えてみよう。端的にいって、先端技術といわれるエレクトロニクス技術が導入されているか否かによって、その産業は大きく成長もすれば衰退もするということになる。私はこれから産業は先端技術があらゆる分野に入っていくと考えている。一見なじみにくいと見られる建設産業界においても、これに乗り遅れては大きな伸びは期待し得ない。即ち、建設業と雖も避けて通れないのがこれから産業構造である。

具体的にいうと、この、メカトロニクス技術を取り入れた産業は工場では生産革命を來たし、これまで1つ1つ人間の手で加工なり運搬をしたものが、総てコンピューターにより機械（ロボット）が行うことになって熟練工を不要とし、かつ、高精度のものの生産、加工が行われることになる。だが、一つの欠点は、一端間違ったソフトをもってすると一気加勢に間違った製品が生まれるという危険性をもつことから使用する者は絶対に間違ってはならないということである。つまり、材料から加工、成品、格納まで一貫してコンピューターとロボットが行うからである。

## 建設業の理想像

こうした完全自動化した施設を納める事務所（OA化）、工場或いは倉庫等はすべて従来の数倍の面積と設備を収納する基礎等を要することになる。従って、これから建設業界はそ

たすべてをのみ込み設計の分野から施工の面まで知識を持たなければ、十分施工に応えることができない。要するに先端技術工場等の建設にはコンピューターシステムの知識を持って工程管理ができないと、その業務を専門家に委ねることとなり、その結果得られる儲けの大半を失うことになる。単に建物を作るだけでは企業としての発展は期し得ないことを銘記すべきである。

翻って、建設業者が先端技術を導入した場合はどうなるか、設計積算から構造計算、工程の割出しまで瞬時に求め得ることになる。だがそうした場合、コンピューターを操作し得る人材がいる。現在、その人材需要は100倍を超し、女性の進出が目立ち、将来女性の職場として開かれよう。多年の経験や熟練工がやがてオフィス、工場から姿を消し、白衣をまとった技術者が生産からメンテナンスの分野まで活躍するという具合に労働環境が一新する時代もさほど遠くない。

続いて講師は、先端技術は高度情報化時代へと進み、OA化の普及と共に管理システムは一層強まろう。将来の建設業は従来の設計・施工の分野からメンテナンスの部門まで一貫した経営系体、つまり、設計・施工・メンテナンスからさらにスクラップアンドビルドと息の長い仕事を請負うという一種の企業革命をもたらす——と述べ、将来の理想的建設業の姿をえがいて結んだ。

## 建産連主催

# 昭和61年新年賀詞交換会を開催

## 各界多数を迎えて盛大に賀詞を交換

当建産連は1月10日、建産連会館センター大ホールにおいて恒例の新年賀詞交換会を開催、関係者約400名が参集して会場を埋め、相互に交歓、新年の門出を祝った。

会場には、傘下28団体の会員約300名のはか畠知事をはじめ、本県選出の国會議員や県議会議員、建設省及び出先機関、県幹部職員及び関係機関、労働行政機関、金融機関など来賓多数が席をつらねた。

冒頭、斎藤当建産連会長が挨拶に立ち（写真）「我々業界は、かねてから経済成長に見合った建設国債の増発は財政再建の主旨に反しないという観点から、公共事業の拡大を要望してきたところであるが、61年度政府予算案では2.3%減であり、7年続けての抑制は業界にとって死活の問題であって容認できないところ、遺憾というほかはない。我国経済のデフレ傾向が憂慮されている昨今、必須の内需拡大は公共事業の増大をもって始めてなし得るものであり、社会資本拡充こそこれからの経済政策の主役であることを強く訴えていきた。

建産連としては、先に建設省が活動の指針として提示の①基幹産業にふさわしい評価と発言力の涵養②効率的な建設生産のしくみの構築③豊かな地域経済への提言——といった主旨に則り事業を展開する一方、視野を広げ、常に研究、創意を積み重ね、建設産業発展のために努力していく」と所信表明を行った。続いて来賓として畠知事は「県が21世紀へ向け策定の中核都市圈構想、県北部地域の自立経済圏建設を目指すテクノグリーン構想など、活力ある地域社会の建設が始動する年である。建設産業界を巡る環境は、依然として厳しいものがあろうかと思われるが、持てる力を發揮して頑張ってほしい」と本県の将来展望を述べ激励された。

次いで、渡辺一郎県議会議長、出席国會議員を代表して松永光議員がそれぞれ祝辞に立ち、冬の時代にある建設産業界を何とか政治の立場から日の当たる産業へ向け事業量の確保と安定経営が図られるよう努力する旨の表明があった。

柳晃建設省大臣官房審議官は現下の建設産業界に向け「これまで高度経済成長の中で“水ぶ



くれ」を来たした。オイルショックに直面して以来の他製造業等は、生き抜くために真剣な努力を払ってきたが、建設業界にはそれがなかった。緊縮財政、低成長期に至ってそのツケが今日回ってきた。これから建設業は思い切った合理化を目指し自助努力すべきであるとともに、仕事の創出にも自らの力によって努力すべきである。近くまとまる「建設業ビジョン研」の報告書の内容は、建設業にとって極めてシビアなもので、歓迎されないかも知れないが、建設省としては内容を十分検討したうえ、時代的要請として行政に反映していく」と短い示唆を示した上、新年度予算においては各界の要望に添え事業量の確保に向け懸命の努力をしていると述べ、業界の理解が求められた。

次いで、中川健吉浦和市長が立ち、県下市町村を代表するとして、61年度予算の厳しい内幕を語り、貧しきを分ち合うことで業界の理解と強力が要請された。



## 建設業経営講習会

### 「中小建設業のTQC各論」

責任施工、自主管理の確立を

2月18日、建産連会館大ホールにおいて当建産連（経営合理化委員会）は、建設業協会、東日本建設業保証㈱埼玉営業所との共催、埼玉県土木部後援により建設業経営講習会を開催、講師に仲日本コンサルタント㈱糸魚川昭生氏を迎えて「中小建設業のTQC」を主題に昼食を挟んで五時間、120名が聴講した。

建設産業界を取り巻く環境は極めて厳しい中でお互いが精一杯の努力をしている（島村委員長）、こうした厳しい情勢の中でいま生き残れる建設業が問われている（川上康夫県建設管理課々長補佐）、経営全般にわたって意識の転換を計り自助努力が大事な時代にあるといわれている中で開かれた講習の意義はそれなりの評価をもって迎えられ、熱心な受講風景が会場に溢った。以下、講義の要旨をもってまとめてみた。（W）

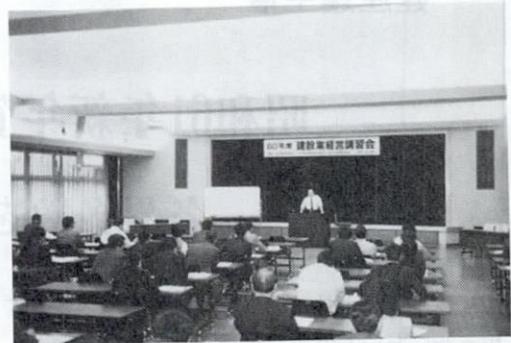
#### 今日の建設市場は供給過剰

建設業はいま厳しい受注環境にあるが、将来にかけて活力ある産業となるには、高度化する社会の中にあって適切な情報を得て仕事に結びつける努力が必要である。一口に建設業と言っても、年商1兆円の大手から僅々数千万円の小・零細企業まであって、その中身には大きな格差がある。専門工事業においても専門職種ごとに重層化している。

わが国の経済成長率は4～5%を維持してお

り欧・米諸国に比べ高い率を示しているが、公共工事の伸び悩み、民間設備投資の低迷により建設業界は過当競争を來している。需要供給のアンバランスによるもので、いわば今日の建設産業界は供給過剰の時代にある。

ここで注目すべきことは、今日他の製造業が建設業に参入、商社的性格を強め受注競争を激化している。つまり、資本力を背景にダンピングに出る、ダンピングといっても採算割れかという必ずしもそうではない。利益率の少なくなったことは事実で、1%を切っているものもある。競争が激しくなり受注確立をあげるために



には、管理費はおろか直工経費を切ってまでも契約に持ち込んでいる。いわゆるダンピングで、民間工事に多い。問題は資金繰りである。仕事は取っても資金調達がつかなければ下請けもついてこない。金融機関は建設業者に安易に金を貸さない。資産、信用力に問題がある。かくして業界の自然淘汰が行われていくのである。

いまの時代は、建設業と雖も「価格競争」の時代にあると同時に良いものを安く提供する品質競争の時代でもある。これら競争は、その裏を返せば弱肉強食の力のうえの責任施工である。責任施工は自主管理が出来なければ果たせない。今日、民間はもとより官庁工事でもこの自主管理能力を重視し、満足にいかなければ、次回から指名よりはずされる。

仕事（工事）を増やせ、単価を良くせと政治的にもアプローチできたのは高度成長期のことである。今日は通用しない。いまは自分の手即ち自分の努力以外にないのである。この自助努力即



ち経営全般にわたる努力を理論づけたのがTQC（総合品質管理）で、他の製造業では昭和55年頃から研究し実施に移している。建設業はこれまで適当に仕事が回ってきて単に決められたものを作ればよかったが、公共事業ゼロシーリングで合理化が求められるようになってから大手業界で導入し始めた。

これからの建設業は、自ら仕事を掘起す即ちマーケットインの時代である。単なる名刺営業では受注に結びつけ得なくなった。

仕事は取っても下請けばかり叩いていてはついて来ないばかりか潰れてしまう。下請けあっての元請である。大手ゼネコンはいま、下請けを組織の中の一員として育て、品質のよい仕事をする努力をしている。質を良くするにはいろいろと金がかかる。金をかけなければよい品、よい技術者、よい職人を得ることが出来ない。よい技術者（設計、積算）並びに良い職人（下請）は共に無駄な手間（時間）を除き、質（クオリティ）を確保するものである。目先に金が掛るが、結果的には利益を生み出す原動力となるものである。

これからの建設市場では、責任施工の上に自ら管理が出来なければ指名対象となりえない。わが国の輸出品が戦前諸外国から「安からう悪からう」の酷評から今日、「安くて良い品」と定

評を受け、今日の経済成長をなしとげたメーカーと努力を熟考して貰いたい。——と、今日これから建設業のあり方に示唆したのち、特に中小建設業を対象としたTQCの進め方各論について講義を進めた。（W）

吉野会員登録・会員登出

会員登録



## 陳 情

当建産連は、昨年の11月29日、県住宅都市部担当職員らとともに「昭和61年度公営住宅等の予算及び地域特別賃貸住宅制度の創設に関する」要望書（下記）を建設大臣並びに本県選出国會議員に提出し、その実現方を陳情した。

## 要 望 書

平素建設産業の健全な発展のため格別の

ご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、建設産業界は、近年の公共事業関係予算の抑制策によって、深刻な事態を迎えており、公共事業の拡大による景気及び地域経済の振興が急務となっております。

特に、住宅産業は関連する業種が多岐に亘り地域経済の活性化にとって必要不可欠であります。よって、昭和61年度の政府予算編成におきましては、公営住宅建設事業等の事業量の拡大及び所要国費を確保すること並びに「地域特別賃貸住宅制度」の創設について強く要望します。



## 理事会・委員会報告

### 広報委員会



1月28日、建産連会館1階特別会議室において広報委員会を開催（写真）。①建産連ニュース第28号の編纂について②61年度広報委員会事業計画——について協議した。

まず、ニュース第28号については、61年度県当初予算案に基づく関係事業の概要。1月31日発表建設業ビジョン研究会報告書の概要をトップに掲げた素案を了承、作業を進めることを決定。次いで昭和61年度委員会事業計画については、ニュースの発刊、ポスター・コンクールの実施、カレンダー作成配布等、前年度実績を踏襲し行うことを原則として合意。次回の委員会は4月8日に開くことを決めて散会。

### 管理運営委員会

1月31日、建産連会館1階特別会議室において管理運営委員会を開催。①センターの管理運営状況報告②61年度分入居分担金等について協議した。

センター利用状況については、利用回数は前年比89%減ってその使用料収入は若干前年を下回った。一方、経費の面では、光熱費は前年比下回った（電気91%、ガス88%）反面、水道料金は前年比14%増であったなどを説明。次いで、昭和61年度の管理運営予算案を提示し、入居分担金は6%、共益費は坪当たり1,000円それぞれ値上げすべきことを説明、協議の結果いずれも提示額どおり値上げを了承。実施を決定した。続いて、新幹線高架下の駐車場借用の件は、今後継続交渉を進める旨の事務局報告があつて散会。

### 労務資材委員会

2月24日、建産連会館1階特別会議室において労務資材委員会（川合大委員長）を開いて、①建設業退職金共済制度について②研修会の開催③61年度委員会事業計画——などを議題に協議した。（写真）

まず、建設業退職金共済制度については、制度が発足してから既に10年余を経過したが、末端業界まで十分理解されていないと見受けられることから、その周知を図るため特に議題とし



て掲げた。本県における同制度の窓口である建設業協会共済課の清水課長を迎えて、同制度のしくみをはじめ一連の事務的内容説明を聴取した。59年度統計調査によると「共済契約者」（事業主）の加入が極めて低率で、予てから問題視されていた。要は同制度の趣旨の徹底に欠き、特に関与する発注機関の対応にも問題がある——として、今後一層の啓発を図ることが申し合わせられた。

次いで、最近コンクリート建築等構造物に対する耐用強度が問題になっていることから、当委員会は3月18日に「斯界の権威を招じ「コンクリート中性化防止研修会」を開催する旨の説明、次いで、昭和61年度当委員会の事業計画について協議。①県立川越専修学校校舎竣工を機に同校の見学会の実施②建設産業界先端技術に関する研修会③新建材・器材の研究、研修会④雇用改善推進の事業などの実施が予定にのぼった。

# 告 知 板

建設業許可業者数 (60年12月)  
(末日現在)

総数 24,436社 (統計)

—県土木部建設管理課調べ—

## 一般・特定、業種別・資本階層別業者数一覧表 (知事許可業者)

60年12月末日現在

業種	規模区分	個人	法人 200 万円未満	200~500	500~ 1,000	1,000~ 5,000	5,000~ 1億	1億~ 10億	合計
土建	木工	559	296	827	688	760	49	9	3,188
	一式	6,488	944	1,877	1,070	878	76	19	11,352
大左	石工官	593	123	199	112	135	21	4	1,187
	とび、土工、コンクリート	366	110	119	27	5	0	0	627
屋電	根気	1,314	361	849	556	509	35	4	3,628
	ガス	123	31	97	79	152	15	2	499
管	タイル、煉瓦、ブロック	201	57	98	76	92	19	4	547
	筋	473	247	366	158	137	3	5	1,389
鋼鐵	構造物	890	426	757	419	403	27	14	2,936
	筋	385	89	169	87	113	19	4	866
舗	装	610	234	322	166	160	23	2	1,517
しゆんせつ	金子	86	42	72	25	15	1	1	242
板硝	板	166	106	369	361	489	39	4	1,534
	硝子	29	24	81	74	163	13	1	385
塗防	装	219	54	75	36	11	1	0	396
	水	128	56	59	27	26	1	0	297
内機	装仕上	318	124	180	58	47	1	2	730
	械器具設置	52	55	64	13	16	0	1	201
熱電	絶縁	375	183	315	165	150	22	6	1,216
	気通	24	49	90	59	55	3	3	283
造	信	29	27	25	6	6	0	0	93
築	園井	20	87	74	34	29	2	1	247
建	施設	410	55	184	136	171	14	4	974
水道	井	20	9	15	8	11	0	0	63
	施設	247	126	151	73	64	6	2	669
消清	具	87	51	186	180	308	27	4	863
防掃	施設	33	28	67	52	76	3	1	280
	施設	0	5	7	6	9	1	0	28
	合計	14,245	3,999	7,694	4,751	4,990	421	97	36,197
	<備考>	10億円以上該当なし。							

昨年の公害事犯

## 産廃物不法投棄

### 7割が越境持ち込み

—(音楽・商業) 周辺一帯を業界本部

#### (音楽・商業) 周辺一帯を業界本部 県警取締状況

県警察本部生活課はこのほど、昭和60年中、県下各警察署で取扱った公害苦情の処理状況及び取締り状況をまとめその実態を明らかにした。それによると、産業廃棄物不法投棄の増加から、検挙件数が過去5年間で最高となった。一方、騒音苦情は「新風営法」の施行や「道交法」の改正によって大幅に減少したが、河川等水質汚濁原因となる工場排水の不法たれ流しが跡を絶えず企業責任が問われている。このたび発表の苦情処理及び取締り状況は、次のとおりである。

#### 公害苦情関係

##### 1、苦情の処理件数

警察に寄せられた公害苦情はカラオケ騒音等を中心に逐年増え続けていたが、昨年、新風営法の施行で騒音等の規則や道路交通法の一部改正に伴う騒音運転の禁止による規則の影響で減少傾向を示した。昨年中の苦情受理件数は3,307件で、そのうち騒音が全体の97.7% (3,230件) を占めた。しかし、水質汚濁、悪臭等の苦情は総体的に横這いの傾向。

##### 2、苦情の多い地域

地域別の処理状況をみると、県南、県西、県東部地域の中で工場、店舗、住居が混在し過密

化している川口、大宮、東入間、蕨の各署管内の受理件数が多い。

##### 3、受理件数の多い騒音苦情の内容

受理件数の騒音苦情の内容を分析すると、カラオケ等の音響機器音等の苦情が1,623件と最も多く、騒音苦情全体の50.2%を占め、次いで車輌騒音の1,158件(35.9%)、建設作業音の154件(4.8%)、人聲音、機械設備音等の順となっ

#### 過去5年間の公害事犯検挙状況

項目	年	56	57	58	59	60年
検挙	件 数	155	162	194	310	318件
人員	人員	121	146	173	243	232人

ている。

さらに、これらを発生源別にみると一般飲食店、遊技場等における騒音が1,386件と騒音全体の42.9%を占め、次いで、道路、広場等の騒音が1,038件(40.4%)、個人住宅、アパートの騒音が256件(7.9%)等の順となっている。

##### 4、処理状況

苦情のほとんどは夜間に寄せられているが、全体の64.9%に当たる2,145件を警告指導により現場解決を図っているほか、話し合いの斡旋や行政機関への引継ぎによってその解決に努めている。しかし、廃棄物不法投棄に起因した悪臭とか整備不良車による騒音等のように違反原因の明白なものについては、検挙措置で解決している。なお、昨年中公害苦情に基づいて検挙したものは、廃棄物関係19件、水質汚濁関係2件、騒音関係1件である。

#### 公害事犯取締り関係

##### 1、検挙状況

昭和60年中の公害事犯の検挙件数は318件、232人で前年の31件、243人に比べ件数において

8件増えた。人員においては11人減少だが、逮捕した件数が8人と前年(1人)に比べ著しく増加した。この結果、件数は過去5年間の最高を示した。

## 2. 検挙事犯の内容

### (1)廃棄物事犯関係

廃棄物事犯では、特に、不法投棄事犯の検挙が258件と全体の85.7%を占め、前年(149件)に比べ109件(73%)も増加した。

また、不法投棄や無許可処理業(埋立)事犯で不法に処分された廃棄物の量は、一般廃棄物503,207t、産業廃棄物12,117.3tの合計1,620.507tである。

この廃棄物を種類別に分類してみると、一般廃棄物では、紙くず、粗大ゴミ、燃えがら等がその主なものである。一方、産業廃棄物では、鉱さい7,905t(65.2%)、建設廃材2,775.5t(2.9%)、建設木くず882t(7.3%)がその大半を占め、このほかに汚泥、廃プラスチック類紙くず等となっている。

さらに、廃棄物の排出先について調べてみると県外から持ち込まれた、いわゆる越境不法処分の廃棄物がこのうちの約70%を占めている。

次に、不法処分された場所について、廃棄物の量から分析してみると—

▽農地(水田、畑)=8,653.646t(68.6%)

▽河川区域等=3,607.399t(28.5%)

▽農業用水路=300.5t(2.4%)

▽道路、空地=37.635t(0.3%)

▽山林、原野=21.327t(0.2%)

—の順となっている。

廃棄物事犯の特徴としては、不法投棄事犯が全県的な広がりをみせていること、廃棄物の最終処分地(埋立地)不足の影響を受けて、無許可処理業者による河川敷や休耕農地を利用した大量不法処分事犯が目立ち、また、行政機関の指導、警告を無視する悪質なケースも多く発生し、8人を逮捕(前年1人)した。

—それらに対しては、現状回復を命じた上、罰金刑は勿論重犯、悪質者に対しては1年以下の体刑を課している。

### (2)水質汚濁関係

河川等の公共用水域の汚濁原因となる工場排水の「たれ流し」などを規制している水質汚濁防止法(排水基準)違反で検挙した工場数は12工場(前年11工場)であるが、これを業種にみると—

▽メッキ業=4工場

▽金属表面処理業=2工場

▽クリーニング業=2工場

▽セメント製品製造業=2工場

▽繊維染色業=2工場

—となっている。

## 不法処理された廃棄物(59年度)

県・環境白書

種類 燃 え が ら い い	汚 れ て い い	(建 設 汚 れ て い い)	廢 油 廃 酸 廃 アル カリ	廢 塑 料 廃 ア ル カ リ	紙 く ず く ず ず ず	木 く ず く ず ず ず	繊 維 く ず く ず ず ず	動 植物 性 残 渣	ゴ ム く ず く ず ず ず	金 屬 く ず く ず く ず	ガ ラ ス く 器 及 び す く さ い	鉱 材 さ い い	建 設 廃 材 ふ ん 尿 材	動 物 の 死 亡 ふ ん 尿 材	動 物 の 死 亡 ふ ん 尿 材	ば い の じ ん 他	そ の じ ん 他	地 域 別 合 計
					件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	%	
県南	—	38(29)	1	—	15	1	169	—	—	—	2	—	12	82	—	—	7	327 20.2
県西	1	61(14)	7	4	—	73	—	79	—	1	—	—	—	—	211	4	—	11 452 27.9
県北	6	8(0)	4	—	2	17	3	73	—	2	—	1	—	5	59	2	—	39 221 13.6
県東	4	197(149)	5	2	—	46	—	182	—	—	—	—	16	156	—	—	1 13 622 38.3	
計	11	304(192)	17	6	2	151	4	503	—	3	—	3	—	33	508	6	—	1 70 1,622 100.0

# 会員だより

(順不同)

## 建設業資格取得——まぎらわしい勧誘にご注意を

県土木部建設管理課

最近、公的団体とまぎらわしい名前の団体が、「講習会を受ければ建設業法に基づく国家資格が取得できる」かのような勧誘をし、問題になっています。

建設業法に基づく試験・研修は、(財)全国建設研修センター(土木、管、造園)、(財)建設業振興基金(建築)の2団体以外行っていません。これらの団体が、個人あてに電話やダイレクトメールなどで勧誘することは、一切ありませんので、十分ご注意ください。

くわしくは、(財)全国建設研修センター(03-581-0138)、(財)建設業振興基金(03-501-1471)又は県土木部建設管理課建設業係(0488-24-2111(内3214))に。

## 昭和61年度、技術検定関連試験及び特別研修の実施日程について

(社)埼玉県建設業協会

標記のことについて(財)建設業振興基金から下記の日程表が寄せられたので参考に供します。  
なお、下表に掲げたような公的試験、研修につ

いてまぎらわしい勧誘をするものがあるって問題になっておることから、特に県土木部建設管理課より注意喚起方要請がありましたので、併せて掲載しました。

昭和61年度技術検定関連試験・研修実施日程表

財団法人建設業振興基金 試験研修本部

年月	昭和61年度												備考
種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
建築工事技術者試験 一級	⑨—⑫ 学申 科込 試受 験付				⑧—⑪ 学実 地試 験免 除申 除者	②③—⑭ 学実 地試 験合 格申 報者	⑯ 実地 試験			⑮⑯—⑯ 実地 試験合 格発表	⑰ 検定申 請	⑱ 検定合 格発表	⑲ 検定合 格発表 ・建設 省
建築工事技術者試験 二級	⑩—⑬ 申 込受 付							⑯ 試 験		⑮⑯—⑯ 合格 発表	⑰ 検定申 請	⑱ 検定合 格発表 ・建設 省	
特別研修(都構の開催地) 二級建築工事技術者	*				浦 10-11 ○ 12-13 △ 和 17-18 × 千 24-25 ○ 葉 26-27△×	宇都宮 1-2 △× 3-4 ○ 横 10-11 △ 15-16 ○ 浜 17-18 × 23-24 × 東 22-23 ○ 京 30-31 ○ 前橋・水戸 8-9 □	東 1-2 × 24-25 × 京 29-30 △	☆→合 格発 表→☆	⑯ 合 格 発 表	⑰ 検定申 請	⑱ 検定合 格発表	⑲ 検定合 格発表 ・建設 省	

(注) 表内□で囲まれた部分は、60年度事業です。

## とかげのシッポ喰い

(社)埼玉県電業協会 会長 川合 大

新聞を読めば貿易摩擦と円高の定着化が紙面を賑わさない日はない。

世界各国から「日本は一国だけで利益を貪っている。世界は今や運命共同体の社会ではないか、一国だけの利益の追求だけに走るのではなくお互いの国家利益を損なうことのないよう自制すべきではないか」と指弾されている。

世界中から羨まれる程そんなに日本は儲けているのだろうか?と我が耳を疑いたくなるのが昨今の我々地方中小企業ではないだろうか。

さて、このような現状下にあって政府は民間活力の導入等を柱として内需拡大を叫んでいる。公共事業予算の抑制のもとで工事の受注量の減少と受注競争の激化は共喰と言うかトカゲのシッポ喰になりかねないのが我々地方中小業者の真の姿ではないだろうか。

中央の大企業と、地方の中小企業とではその規模と能力の格差はプロの力士と子供の差である。勝負は誰の目にも明らかである。

我々も決して勝負しようなどと無謀なことなど考える程幼稚ではない。しかしながら同業相援ける協調精神からするならばそこには自ら人間として規範ルールがあつても良いのではないか。勿論「言うは易く行うは難し」でそれぞれ格差のある者の調和点を見つけてリードして行くのが団体の使命であり、大企業、中小企業者

の努力目標ではないだろう。

大企業にお願いしたい。今や受注競争の激化が共喰になりトカゲのシッポ喰にならないためには先頭を行く大企業経営者は受注額に目をおおわれて人間性商道徳を忘れ、目に余るダンピングに走ることのない様に願いたい。勿論資本主義社会の中にあっては競争原理は必要なのであり又競争なくしては進歩と発展は無い事も又事実であります。

しかしながらそこには自ら人間としての規範ルールもしくは根本理念としてのヒューマニズム、人間性即ち商道徳の道があるはず、それは交通ルールにも似てはいないだろうか。

ダンプカーを運転する者が「俺の車は頑丈だから少々ぶち当たっても壊れない」とうそぶいて交通ルールを無視したらどうなるであろう。交通は渋滞し、歩行者はケガをし、死者までも出るのではなかろうか。

そのように考えてみると、受注競争にも自らルールがあると思うがどうだろうか。

これも地方の中小業者の甘えであり泣き事であろうか。ルールを守る事は中央の大企業にとっても自らの為であり我々地方の中小業者のためでもある。これこそが同業に志ざす者の共生共榮の道ではないか。我々地方の中小業者の声なき声にも耳を傾けられることを切にお願いしたい。

ところで我々としても座して時を過ごしているのではない。技術研究に経営の近代化に日夜努力を積み重ねてはおりますが中央の大企業に

はすべて太刀打できません。どうかこのような現状を認識されいやしくも「とかげのシッポ喰」にならぬ様大企業はシッポだけ捨てても本体は悠々生きのびて再びシッポも生えるでしょう。しかしながら我々中小企業はシッポが喰われると胴体も失う破目となるのです。どうかこの点をご理解下さって特段の御配意を賜りますようお願ひいたします。

## 鉄骨工事設計施工管理技術 講習会開催

社団法人 埼玉建築設計監理協会

会長 松江 広元

本会は毎年下記の様な技術研修会を開催いたしました。

○内容 最近の鉄骨建築の設計施工及び工事監理検査制度等を含め建設大臣認定工場の活用について

1. 開催日 昭和61年3月4日(火)

2. 時間 13:00~17:00

3. 場所 ときわ会館

○講師 藤本盛久先生

東京工業大学名誉教授・神奈川大学教授

羽倉弘人先生 千葉工業大学教授

橋本篤秀先生 千葉工業大学教授

講演時間内容

13:00~13:15 挨拶 埼玉県建築指導課長主催者



13:15~14:00 藤本盛久先生  
最近の鋼構造全体について  
(建設大臣と建設省告示、1103  
号との関連を含む)

14:00~15:00 羽倉弘人先生  
中小鉄骨建築の設計と工事監  
理施工の実際

15:00~17:00 橋本篤秀先生  
1) 認定工場の条件  
2) ハイテンションボルトの  
施工管理(スライド使用)  
3) 露出型アンカーボルトに  
よる柱脚固定の設計施工管理  
について

## 昭和61年二級・木造建築士試験 及び一級建築士試験について

(社)埼玉建築士会

### 1. 試験等の実施日程(予定)

#### 【二級・木造建築士】

試験実施広告	3月11日(火)頃
受験申込書配布	4月14日(月)~4 月25日(金)
受験申込書配布場所	(社)埼玉建築士会
受験申込受付期間	4月21日(月)~4 月25日(金)5日間

※ 受験申込受付期間は、例年に比べ  
1ヶ月程早くなりますので注意して下さい。

受験申込受付場所	埼玉建産連会館セ ンター大ホール
学科の試験	7月27日(日)

学科合格発表	9月11日(木)頃
製図の試験	9月28日(日)
製図(最終)合格発表	12月11日(木)頃
<b>【一級建築士】</b>	
試験実施広告	4月中旬頃
受験申込書配布	5月26日(月)~6 月6日(金)
受験申込書配布場所	(社)埼玉建築士会
受験申込受付期間	6月2日(月)~6 月6日(金)5日間
受験申込受付場所	埼玉建産連会館セ ンター大ホール
学科の試験	8月10日(日)
学科合格発表	9月下旬頃
製図の試験	10月12日(日)
製図(最終)合格発表	12月下旬頃

### 2. 問い合わせ

昭和61年二級・木造及び一級建築士試験  
についての問い合わせは、下記まで

- ・(社)埼玉建築士会  
〒336 浦和市大字鹿手袋597番地、埼玉  
建産連会館5階  
0488-61-8221(代)
- ・(財)建築技術教育普及センター関東支部  
〒105 港区虎ノ門2-6-7、和孝第10ビル  
03-580-9293

## 保証契約事務のOA化

東日本建設業保証株式会社  
埼玉営業所

### 1. 当社では、有益な情報を迅速に提供し、業

界へのサービス向上を図るとともに、社内の  
事務改善を目的として各部門のOA化を進め  
ているところでありますが、今般、保証契約  
データ処理のオンラインネットワークシステムが  
完成し、来たる4月1日より稼動いたします。

2 本システムの概要は、24箇所の営業部・所  
に80台のパソコンを導入し、これと本社のホ  
ストコンピュータとをオンラインで結び、保  
証契約のデータ処理を行うものです。

3 この結果、お客様には

(1) パソコンで保証証書を作成するようにな  
りますので、きれいで見やすい保証証書を  
お渡しすることができます。

(2) 保証契約の内容を文字情報も含めてパソ  
コンに記憶、蓄積させることにより、保証  
契約の変更、訂正などの処理がスピー  
ディーに行えるようになります。

4 このほかのOA化については、

(1) すでに58年1月には経営相談部門で、財  
務データベースを活用した「コンピュータ  
財務診断サービス」「県別・業種別・規模  
別の財務統計指標」など、建設業の経営戦  
略に役立ついろいろなサービスを提供して  
いますが、今後ともさらに充実を図ります。

(2) 現在、本ネットワークを経理部門などに  
も活用できるように、システムを開発中で  
あります。

# 「三大災害絶滅運動、安全施工サイクル運動」をさらに推進しましょう

建設業労働災害防止協会埼玉県支部

県下の建設業の昨年（60年1月～12月）の労働災害は、埼玉労働基準局発表によると12月末現在死亡29件、休業4日以上の災害は横ばいと何れも年後半の繁忙期に入って集中発生しています。

特に昭和61年度は第6次労働災害防止5ヶ年計画の第4年度に当たっており、目標の災害減少30%を達成するためには、元請下請が一丸となって之が絶滅を期する強い決意が求められているところであります。建災防では現在つぎの運動を展開中でありますので各企業はこぞってこの運動を取り入れて下さるようお願い申し上げます。

## 1. 三大災害絶滅運動

### (1) 墜落災害の防止

- イ. 安全帯は、指示された場所や作業では必ず使用する。
- ロ. 手すりなどを取りはずして作業した後は必ず元どおりにする。
- ハ. 脚立や足場では不安定な状態で作業しない。

### (2) 重機災害の防止

- イ. 指揮系統、作業グループを確かめて、運転する。

- ロ. 安定度、能力を超える作業をしない。  
特に用途外使用はしない。

- ハ. 重機の運転行動範囲には入らない。

### (3) 土砂崩壊災害の防止

- イ. 堀さく作業は、作業主任者の指揮のもとです。

- ロ. 崩壊の前ぶれ、特に降雨後には気をつける。

- ハ. 堀さくされた法（のり）面近くでの作業は、作業責任者の指示に従う。

### 2. 安全施工サイクル運動（毎日行い習慣化する）

- イ. 朝礼に参加して、作業前に気持を整える。

- ロ. 体操を行って、からだの調子を整える。

- ハ. 安全ミーティングで、作業手順を話しあって確認し、今日1日守らなければならないことを心にきめる。

- ニ. 作業開始前に機械や手工具の安全点検や足場等作業場所の安全を確認する。

- ホ. 作業中、職長や元方の指示、指導を守る。

- ヘ. 安全工程打合わせでは、意見を出しあって内容を十分納得したものにする。

- ト. 終業時の持場の後片付けは、みんなでやる。

## 事業量確保を焦点に

### 臨時総会開催

（社）埼玉県測量設計業協会

当協会は旧暦5日、建産連会館センター2階会議室において、事業量確保など当面の問題打開のために、県関係部局幹部の出席を仰ぎ緊急総会を開催、①共存と団結②広報活動の強化③体質の改善④技術の向上と開発⑤新規事業の開拓をテーマとした5つの分科会に分けてそれぞれ討議、その結果を報告、さらに総括提起したのち県側の理解を求めるなどして、協会今後の進路に対する方向づけを行った。

この臨時総会は、過去5年有余に亘る公共事業が伸び率ゼロで推移したことにより企業経営が厳しい局面を迎えて、あまつさえ昭和61年度末には企業経営の大きな支えとなってきた道路台帳整備事業が一応終了するという見通しで、極めて深刻な情勢が業界を襲うことが予測される中で、今後業界、就中、当協会員が如何にして共存の実を挙げうるかを真剣に考えるべき時期にある。こうした現状分析の下で当面する課題打開のためのいわば处方箋づくりを行うために各テーマごとに分科会を開いて討議、これを①県内業者の育成②年間発注の平準化③事業量の確保の3点に集約して、列席県側の理解を求め、今後適切な指導、支援を懇請したものである。



# 昭和61年度造園施工管理技術検定試験及び特別研修並びに造園技能検定試験の申請受付試験日程決まる。

(社)埼玉県造園業協会

## 昭和61年度技術検定関連試験・研修実施日程表

年月 種目	昭和61年度													
	61年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	62年1月	2月	3月	
造園施工管理技術者検定			② 官報公告	⑥—⑨ 一受付、二級申込			⑦ 一級試験	⑩—⑪ 二級試験	⑫—⑯ 一級実地試験 ※試験合格	⑰ 一級実地試験申込⑯	① (上旬) 一級実地試験合格			(下旬) 検定合格発表表⑯
一級技術者特別研修	① 官報公告	⑧—⑩ 申込受付	①		⑩—⑫ 関東			⑬—⑯ 関東						(下旬) 検定合格発表表⑯
二級技術者特別研修	① 官報公告	⑧—⑩ 申込受付	①			⑮—⑯ 関東				⑤—⑧ 関東				(下旬) 検定合格発表表⑯

## 昭和61年度技能検定試験実施計画

区分	前期		
	実技関係		学科関係
	作業(要素)試験	ペーパーテスト	
実施公示	3／20(木)		
受験申請受付	4／14(月)～4／25(金)		
実技試験問題公表	6／11(水)		/
試験実施日	6／20(金)～9／15(月)	8／31(日)・9／7(日) 9／14(日) 造園科	
実技試験統一実施日	8／24(日)		/
合格発表	10／9(木)		
全国水準調整会議	6／4(水)		

(注) 本年度から基礎資格のない15年以上的実務経験者の職業訓練指導員の受講による資格取得制度が廃止されましたのでご留意下さい。

## 最近の動きから

社団法人 日本塗装工業会埼玉県支部

この度、全国の塗装業界に働く人達の老後の生活保障と福祉向上を図る為、創立35周年記念事業として、社団法人日本塗装工業会を中心となり、永年の念願でありました「全国塗装厚生年金基金」が関係官庁のご指導により、昨年7月1日厚生大臣の認可を受け公益法人として設立されました。加入人員は現在9,000名程ですが本年には1万名の大台に到達するよう、ご理解を戴くべく努力を尽くしております。尚本県より、支部長の内藤明が理事として選出され活躍しております。又、昨年11月に建設省、労働省、中央職業能力開発協会、建設関連団体の後援により第10回全国建築塗装技能競技大会が名古屋産業会館で開催され1級の部で本県より選出された株式会社塗装工業の町田博君が第7位で入賞して全国建設業団体連合会賞を受賞されました。



## 「物には限界あり」

埼玉県内装仕上工事業協同組合

理事長 大沢 金次

安全性に絶対の自信と信用を誇ったボーイング747ジャンボ旅客機も就航十年にして遂に限界と言うものを切実に感じて来た。

現在全世界に約700機程のジャンボ機が飛びかっている。極めて危険千番である。

私も戦時中パイロットで第一線にも参戦して、飛行機の危険性と安全性は身をもって体験している。目的により多少差はある、當時でさえ例外なく二重三重の安全性を考え、操縦者も自信と全面的信頼の下に自在に飛びまわったものである。

ところが安全輸送目的を第一として造られたボーイング社B747機は、多少飛行機の構造を知る私が見聞きし、読んでも、絶対に近い99.9%の安全性は確保されているに拘わらず現実にあの様な大事故がおきてしまった。「文明」と言う名の元に万に一つの不慮の事故で500人近い尊い生命が失われてしまったのです。本当に恐い事です。

亡くなられた多くの人を乗せ、原因究明に全知全能を傾け必死の努力も空しく遂に浮力の限界点で山腹に激突してしまったのでした。その時の機長・乗務員の無念さが忍ばれます。事故で亡くなられた方々の靈に心より哀悼の意を表

します。又先日、アメリカで打ち上げられたスペースシャトルの爆発事故も馴れと、金属疲労による限界の0.01%と言えましょう。飛行機やロケットの話をするのが目的ではありません。

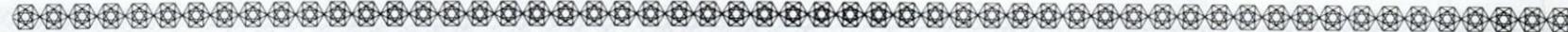
私達建築下請専門業者も質・数・単価に於いても既に限界に来ていると言えます。工事業者も老齢化して来ていますし、技能検定試験にしても若年労働者が極端に減っていることに気付きます。このままでは元請建設業者に比例して、施工技能者の数も減ることに末満しい思いです。

昨今下請施工価格の低迷で、下請業者も施工業者も汲々とさせられ、いわゆる限界点に到達しているのであります。どうか下請業者の実情を認識いただきますよう組合を代表してお願い申し上げます。

## 会員紹介

社団法人 全国電話設備協会埼玉地方部

アイシステム通信㈱	北本市	本石誠二郎
アイエンジニアリング㈱	川越市	五十嵐 忠
アツミ通信整備㈱	本庄市	中原 寅夫
岩崎通信工事㈱	大宮市	伊藤 勝利
㈱インターナショナルオ		
フィスオートメーション	川口市	外山 英一
石渡電話電気材料㈱	大宮市	秋谷 隆和
エース通信機工業㈱	大宮市	洞水 哲夫
英工電機㈱	大宮市	齊藤 光雄
神田通信機㈱	大宮市	河村 仁



関東通信機株	熊谷市 森田十五郎
コスモ通信株	川口市 本間 興市
三和通信機販売株	大宮市 田口 正美
三雄通信機販売株	越谷市 新田 出
城北通信株	越谷市 中村 ステ
大光通信機器工業株	与野市 高野 省二
都築電気工業株	大宮市 下地 道夫
電通工業株	大宮市 町田 英昭
東陽工業株	大宮市 横田 充穂
日建電設株	大宮市 山内 秀胤
株日興電機製作所	蕨市 沖津 時造
日本電気システム建設株	大宮市 中本 義彦
日興通信株	大宮市 前田 明
藤野電気株	大宮市 藤野 弘
株富士通ビジネスシステム	大宮市 中条 甲一
東京日立情報機器株	大宮市 山口 武男
マスターズ株	熊谷市 吉田 博三
三田電気工業株	大宮市 船橋 清司
三峰電気株	大宮市 森山 清八
目黒通信建設株	浦和市 三澤 瞳人
株八洲電業社	大宮市 吉村 克昌
第一通信工業株	越谷市 野沢 成
信濃通信工業株	川口市 三井 三次
株高 文	大宮市 河原 国彦
日野通信工業株	宮代町 日下部剛三
北埼玉通信工業株	秩父市 寺田 秀人
関東電設株	幸手町 川波 栄治
平野通信機材株	大宮市 宇敷 敏夫
株ヨーク通信	大宮市 小林 進
(有)秩父電話設備	秩父市 黒沢 久雄



越谷市蒲生小四年 斎藤 慎祐



大宮市南小六年 佐々木 秀夫



戸田市笛目中二年 中川 恵子



所沢市中央中二年 水落 秀俊

# 連合会日誌

- 12月3日 埼玉県主催による埼玉中枢都市圏推進委員会に田村専務出席。
- 12月5日 正副会長会議  
61年住宅フェアの開催について協議。統いて埼玉県住宅都市部の関係者と意見交換。  
(社)埼玉県測量設計業協会臨時総会に斎藤会長、荒井事務局長出席
- 12月9日 全国建設産業団体連絡協議会各県事務局長会議  
建設業振興基金において開催され各県建産連活動の情報交換、ダンピング防止に関する調査の実施等について協議。  
荒井事務局長出席。
- 12月10日 全国建設産業団体連絡協議会各県会長・評議員会議  
東京ステーションホテルにおいて開催され建設関係予算等の国会情勢について井上参議院議員、建設産業行政について清水建設経済局長の講話、統いて公共事業予算増額確保の要望、各県建産連の提出議題等について協議。  
正副会長外出席。
- 12月20日 講演会  
演題 「先端技術産業の将来と建設産業」  
於 建産連会館センター3階大ホール  
講師 帝京大学大学院教授経済評論家 佐貫利雄先生  
聴講者 127名
- 12月23日 各団体事務局長会議  
昭和61年新年賀詞交換会の開催、井上孝後援会への加入、団体の営利事業、61年住宅フェアの開催等について協議。
- 1月7日 「豊かな埼玉をつくる県民の集い」に斎藤会長、荒井事務局長出席。
- 1月8日 埼玉新聞紙上に(社)埼玉県建設産業団体連合会の広告を掲載。  
昭和61年新年賀詞交換会業務分担者会議を開催し、賀詞交換会実施の細部、業務分担について協議。
- 1月10日 昭和61年新年賀詞交換会  
建産連主催加盟28団体合同の新年賀詞交換会を建産連会館センター3階大ホールにおいて開催し盛大に賀詞の交換を行った。  
参考者 500名  
建産連ニュース第27号を発刊配布(3500部)
- 1月13日 建産連活動の促進等について正副会長が建設省、建設業退職金共済組合、建設業振興基金、雇用促進事業団を訪問。
- 1月17日 全国建設産業団体連絡協議会事業の実施について建設業振興基金において、三県事務局長と建設省との打合会が開催され荒井事務局長出席。
- 1月21日 産業文化センター起工式に田村専務出席。
- 1月25日 郵便ボスト設置方について浦和郵便局長に申請。
- 1月28日 広報委員会  
建産連ニュース第28号の編纂、昭和61年度広報関係事業等について協議
- 1月31日 管理運営委員会  
管理運営状況、昭和61年度入居分担金及び共益費等について協議。
- 2月6日 各団体事務局長会議  
全国建産連適正価格推進懇談会に係る第1回調査の実施について関係団体事務局長と協議。
- 2月12日 埼玉県労働部主催の埼玉県労働者福祉施設運営協議会に荒井事務局長、関根所長出席。
- 2月18日 建設業経営講習会  
中小建設業のTQCの各論Ⅱ(推進編)  
於 建産連会館センター3回大ホール。  
講師 伸日本コンサルタント㈱  
代表取締役社長 糸魚川昭生先生  
受講者 150名
- 2月20日 全国建設産業団体連絡協議会の昭和61年度事業計画、予算案について建設業振興基金に於いて三県事務局長会議が開催され荒井事務局長出席。
- 2月24日 労務資材委員会  
研修・研究会等の開催、昭和61年度事業計画等について協議。
- 2月27日 埼玉中枢都市圏推進委員会に斎藤会長出席。

# 埼玉建産連会館センターの利用を

埼玉建産連会館・埼玉建設労働者福祉センター

## 利 用 案 内

埼玉建産連会館は、県内建設産業界の融和と協調を図るとともに、働く者の福祉の増進を図る目的で、雇用促進事業団と(社)埼玉県建設産業団体連合会が、みなさんの会議や研修の場として建設したもので、500人収容の大ホールをはじめ大・小会議室、食堂、喫茶ルーム等を備えた多目的施設です。

### 施 設 の 概 要

所 在 地 埼玉県浦和市大字鹿手袋597番地

敷地面積 3,000m<sup>2</sup>

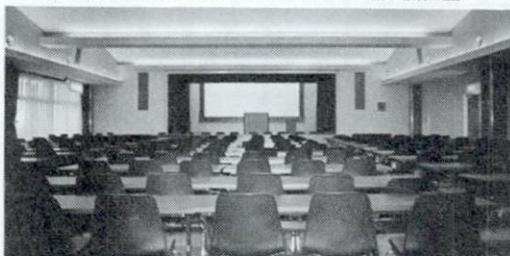
### ○ 福祉センター

●建物の構造 鉄筋コンクリート造り地上3階建

●総延床面積 1,574.85m<sup>2</sup>

●建物の用途

1階：管理事務室、食堂、喫茶ルーム、ホール、電話機械室



▲多目的大ホール

センター利用状況  
(60年度)

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	計
第 1 会 議 室	9	18	16	22	10	28	21	17	4	14	14	173
第 2 会 議 室	14	9	21	16	13	12	16	15	15	12	15	158
第 3 会 議 室	17	8	15	5	6	5	14	4	3	4	1	82
第 5 会 議 室	19	16	20	8	13	25	24	16	7	14	4	166
第 6 会 議 室	8	2	4	7	1	1	3	1	5	5	5	42
第 7 会 議 室	1	2	4	2	1		1	2		3	5	21
第 8 会 議 室												
会館特別会議室	10	7	5	7	5	5	6	6	4	5	4	64
多目的大ホール	8	24	32	21	24	15	19	11	7	5	12	178
一階ロビー	1	6	1	3	3	3	1	1	1	3	1	24
合 計	87	92	118	91	76	94	105	73	46	65	61	908

2階：会議室 4室

和室娯楽研修室 3室

計 7室

3階：多目的大ホール、ステージ、放送室

### ○ 建産連会館

●建物の構造 鉄筋コンクリート造り地上6階

塔屋1階建

●総延床面積 2,713.75m<sup>2</sup>

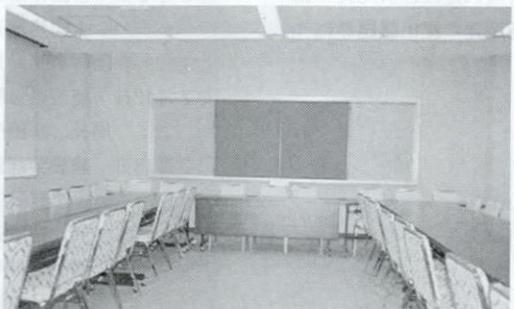
●建物の用途

1階

会館特別会議室、建産連会長室、同事務室

2階～6階

建設業ならびに建設関連業、不動産業団体等19  
団体事務室



▲研 修 室

### ■ご利用について

1. 開館時間 午前9時～午後8時

2. 休館日

日曜日、国民の祝祭日及び年末、年始（12月28日～1月4日）但し、100名以上の集会の場合は日曜日、祝祭日でも利用に応じます。

3. 利用のお申し込み

●所定の申込書により、直接、センター管理事務室にお申込みください。☎0488(61)4311

●受付時間は休館日以外の午前9時から午後5時までです。

●どなたでも御利用できます。

4. 駐車場（無料） 100台収容

### 施 設 利 用 料

種 別	区 分				全 日
	午 前	午 後	夜 間	分	
第1会議室	9:00 80人	13:00 ～12:00	～17:00	～20:00	14,000円
第2会議室	40人	4,700円	5,200円	5,700円	7,000円
第3会議室	15人	2,000円	2,200円	2,400円	3,000円
第5会議室	12人	2,000円	2,200円	2,400円	3,000円
第6会議室	20人(和室)	4,200円	4,600円	5,500円	6,000円
第7会議室	8人(和室)	2,300円	2,500円	2,800円	3,400円
第8会議室	8人(和室)	2,300円	2,500円	2,800円	3,400円
多 目 的 大 ホ ー ル	椅子のみ使用500人 机椅子 使用288人	26,000円	28,500円	30,000円	38,500円
会館特別会議室	30人	6,500円	7,500円	8,000円	10,000円



▲レストラ ン・喫茶ルーム



# 社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿（順序不同）

名 称	代 表 者	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号	名 称	代 表 者	所 在 地	郵便番号	電 話 番 号
(社)埼玉県建設業協会	会長 島村 治作	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 61-5111	埼玉県道路舗装協会	会長 松本 喜八郎	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 61-9971
(社)埼玉県電業協会	会長 川合 大	"	"	0488 64-0385	埼玉県コンクリート製品 協同組合	理事長 小林 省吾	上尾市本町1-5-20	362	0487 73-8171
(社)埼玉県造園業協会	会長 鈴木 長吉	"	"	0488 64-6921	埼玉県コンクリート圧送 事業協同組合	理事長 土屋 裕保	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 66-4311
東日本建設業保証㈱ 埼玉営業所	所長 中野 稔	"	"	0488 61-8885	埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360	0485 22-0333
(社)全国鉄構工業連合会 埼玉県支部	支部長 長谷川 博俊	"	"	0488 66-1775	埼玉県下水道施設維持 管理協会	会長 沢田 広	大宮市三橋2-402	330	0486 44-7417
埼玉県電気工事工業組合	理事長 末山 清	大宮市宮原町1-39	330	0486 63-0242	埼玉県道路標識標示業協会	会長 栗原 茂	浦和市西堀396-1	338	0488 52-5371
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 石塚 清	与野市大字下落合 字西谷38	338	0488 55-4111	(財)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 安藤 晃	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 65-0391
(社)日本塗装工業会 埼玉県支部	支部長 内藤 明	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 66-4381	埼玉県内装仕上工事業 協同組合	理事長 大沢 金次	熊谷市大字広瀬165	360	0485 21-7711
埼玉県建設大工工事業協会	会長 渡辺 寅次	"	"	0488 62-9258	埼玉県総合建設業協同組合	理事長 金子 敏隆	浦和市大字鹿手袋597	336	0488 64-2811
(社)埼玉建築士会	会長 安藤 晃	"	"	0488 61-8221	埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 茂三	"	"	0488 64-9731
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 岩堀 徳太郎	"	"	0488 64-9313	埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	"	"	0488 66-4331
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 松江 広元	"	"	0488 61-2304	(社)全国電話設備協会 埼玉地方部	部長 河村 仁	大宮市浅間町1-4-4	330	0486 42-5771
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 小山 正夫	"	"	0488 66-1773	埼玉県地質調査業協会	会長 松村 弘	浦和市別所3-32-1	336	0488 62-8221
(社)埼玉県宅地建物取引業 協会	会長 今西 定雄	"	"	0488 66-4061					
建設業労働災害防止協会 埼玉県支部	支部長 清水 茂三	"	"	0488 62-2542					

**建産連ニュース 第28号**

昭和61年3月25日印刷発行

編集 社団  
発行 法人 **埼玉県建設産業団体連合会**

郵便番号 336  
浦和市鹿手袋597番地  
電話 (66) 4 3 0 1

## 『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま  
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ  
の条項にご了解いただいたものとみなします。

### (1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま  
す。無断での転用・転載を禁じます。

### (2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況  
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ  
いても、一切の責任を負いかねます。

### (3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可  
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

### (4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記  
の当連合会事務局までお問い合わせください。

#### ○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会  
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月